海湾名而第四次統合計画

海老名市第四次総合計画 基本構想
平成 20 年度~平成 31 年度
海老名市第四次総合計画 後期基本計画
平成 25 年度~平成 31 年度



~快適に暮らず 魅力あふれるまち 海碧名~

はじめに

わたしたちの暮らすまち 海老名は、生活を営む上での 基本となる都市基盤の整備が図られ、都市的な機能の集積 が進む一方、さまざまな恵みをもたらしてくれる豊かな自 然が多く残されています。

首都圏において他に例を見ない素晴らしいこの海老名の地が、今後とも快適に暮らすことができ、魅力あふれるものであり続けるため、平成 20 年度に策定した「海老名市第四次総合計画」に基づき、現在、各種政策を展開しています。

総合計画の策定から5年が経過した中で、本市を取り巻く状況は大きく変化しています。平成20年にアメリカに端を発した世界金融危機は、日本経済に大きな影響を与え、これ以降、地方自治体は非常に厳しい財政運営を強いられ



ています。また、平成23年に発生した東日本大震災では、多くの尊い命が奪われ、自治体の危機管理体制の充実と防災意識の向上が強く叫ばれることになりました。

こうした社会情勢の中においては、持続可能な都市経営の理念のもと、健全財政を堅持しつつ、地域ニーズに対応した付加価値の高いサービスを適正なコストで提供するとともに、市民の皆様が、安全にそして安心して元気に暮らせるまちを創っていかなければならないと思っています。また、市民の皆様が、海老名の地に愛着と誇りを持ち、まちの成長を実感しながら、住みたい、住み続けたいと思えるようなまちづくりを行っていくことが重要であると思っています。このため限られた財源を効率よく活用し、今、何をすべきかを良く考え、情報を的確に収集しながら、将来を見据えた適切な判断のもと、各種政策を実行していく必要があります。

この度、平成 25 年度から平成 29 年度までの5年間における市政運営の指針となる後期基本計画を策定いたしました。今回の計画では、前期基本計画を継承しながらも、必要な見直しを行い、6つの基本目標「フィールド(可能性・場)」の実現に向け、22 の政策をまとめました。また、地域別計画については、前期計画に定めた各地域の将来像を実現するため、地域で行う特徴的事業や、地域ニーズの高い事業について追加・修正しました。さらに、海老名市が持つ魅力、他都市との優位性を最大限に活かすため、特に重要となる取り組みについては、集中戦略プロジェクトとしてまとめました。

平成 25 年度からの 5 年間は、後期基本計画に基づき、元気な海老名を将来の世代につないでいくために着実に各種事業を展開してまいりますので、市民の皆さま方のご理解とご協力をお願いいたします。

平成24年9月

海老名市長 内野 優

※平成30年度以降、社会経済情勢が大きく変動する可能性があるとともに、本市においても、海老名駅駅間地区大規模民間開発事業等が控えており、人口構造の変化等を見極める必要があります。また、平成28年2月に策定した「海老名市かがやき持続総合戦略」との整合性等を勘案し、その整理期間として平成31年度まで計画期間を2年間延長しております。

序論

計画策定の目的と考え方	3
1 策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3 4 5 · 9
第1部 基本構想	
第1章 海老名市の将来像	<u> 15</u>
1 基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	15 16 17 19 22
第2章 基本目標	24
1 健康で自立するためのフィールド・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	25 25
3 次世代を担う子どものためのフィールド · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	25 25
4 快適な生活のフィールド・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	25
5 活力ある産業のフィールド ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	26
6 新たな行財政運営のフィールド・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	26
第3章 シティプロモーション	<u> 27</u>
1 にぎわいづくり ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	27
2 情報の積極的な発信・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	28

第2部 基本計画	
後期基本計画	31
I. 集中戦略プロジェクト	32
安全・安心快適居住 プロジェクト	<u>33</u>
まちのにぎわい創出 プロジェクト	34
新市街地形成促進 プロジェクト	<u>35</u>
誰もがいきいき健やか プロジェクト	<u> 36</u>
育てる支援・学び応援 プロジェクト	<u>37</u>
市民活動と生涯学習推進 プロジェクト	<u>38</u>
Ⅱ. 政策別計画	39
第1章 健康で自立するためのフィールド	43
1 元気で健康なまちづくり ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	43 47 49 52
第2章 心づくりのフィールド	<u>54</u>
1 活発な地域コミュニティの促進 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	54 56 58
第3章 次世代を担う子どものためのフィールド	<u>60</u>
1 子どもを安心して育てる環境づくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	60 64 66
第4章 快適な生活のフィールド	71
1 住みたい住み続けたいまちの実現 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	71

2 にぎわいと活力のある元気なまちづくり · · · · · · · · · · · · · 74 3 都市活動を支える基盤整備 · · · · · · · · · · · · · · · 77

	市民生活を守る安全安心なまちづくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	82
	災害に強いまちづくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	84
	市民の生命と財産を守る消防力の強化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	87
	地球環境に配慮した低炭素社会への転換・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	89
8	環境負荷が少ない循環型社会の形成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	92
<u>第5章</u>	活力ある産業のフィールド	94
1	活力と魅力あふれる産業の振興・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	94
2	安心して働ける労働環境の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	98
笠の辛	新たち行母が実営のコン・リド	00
<u>第6章</u>	新たな行財政運営のフィールド	<u>99</u>
1	情報発信と市民ニーズの把握・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	99
2	持続可能な都市経営の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	100
Ⅲ. 地:	域別計画	102
第1章	北部地域	103
0	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	106
第2章	海西地域	<u> 107</u>
第3章	国分地域	110
	1. (> 1.1 1	4.4.
<u>第4章</u>	大谷地域	<u>113</u>
第5章		

資料編

<u>1</u>	改定の経過・体制 121	<u> </u>
	1 改定の流れ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
2	用語集 128	3





本編中の※印を付記した用語については、「資料編―2用語集」に内容を記載しています。

計画策定の目的と考え方

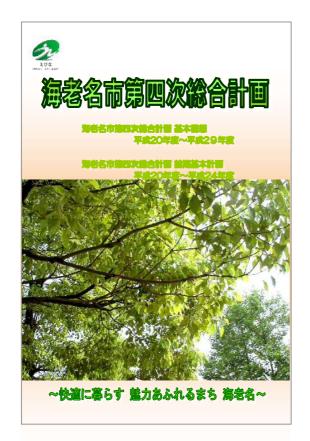
1 策定の趣旨

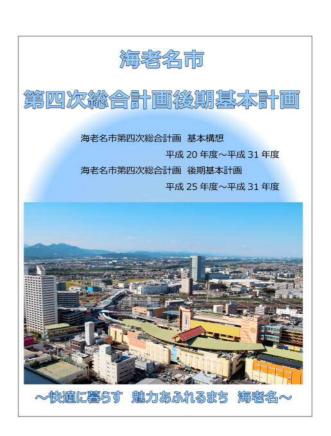
海老名市は、平成 19 (2007) 年度に市が行う全ての事業の総合的な指針となる第四次総合計画を策定しました。

この総合計画は、「快適に暮らす 魅力あられるまち 海老名」を将来都市像とした、平成20(2008)年度~平成29(2017)年度までの10年間にわたる計画です。その中で、将来都市像を具現化していくための基本計画として前期5年間分を策定しましたが、この計画が平成24(2012)年度で終了します。このため、平成25(2013)年度から平成29(2017)年度までの後期基本計画を策定することといたしました。

後期基本計画は、前期基本計画の事業を踏襲しつつも、将来都市像の実現のため、社会情勢の変化に対応した必要な見直しを行っております。

※平成30年度以降、社会経済情勢が大きく変動する可能性があるとともに、本市においても、海老名駅駅間地区大規模民間開発事業等が控えており、人口構造の変化等を見極める必要があります。また、平成28年2月に策定した「海老名市かがやき持続総合戦略」との整合性等を勘案し、その整理期間として平成31年度まで計画期間を2年間延長しております。





2 計画の構成と期間

海老名市第四次総合計画は、平成 20 (2008) 年度~平成 31 (2019) 年度の 12 年間のまちづくりの考え方を示す「基本構想」と 5・7 年間の具体的施策や事業内容を示した「基本計画」、さらに毎年度の取り組む事業等を示した「実施計画」からなります。

(1)基本構想

海老名市の将来のあるべき姿を定め、その実現に向けて取るべき基本的方針や施策の方向を定めており、市のまちづくりの最高理念となるものです。

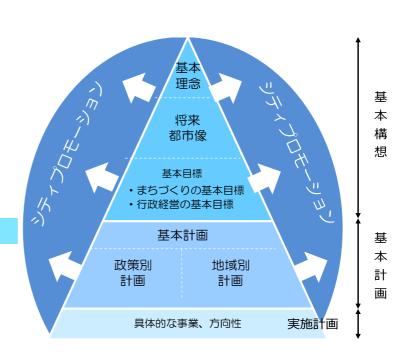
(2) 基本計画

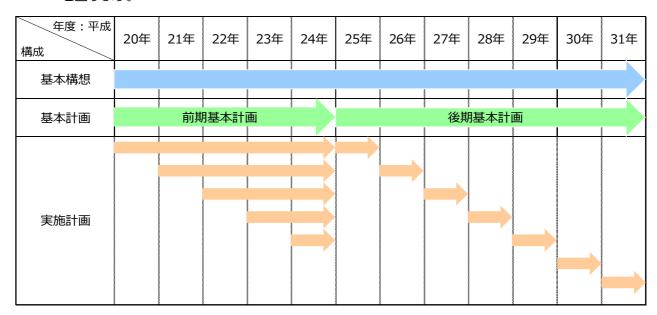
「基本構想」を実現するため、福祉、教育文化、環境、産業など、分野ごとの現状と課題を分析し、具体的な施策を体系的に示したものです。

5・7年の計画として、前期・後期とに分けて策定しています。後期の「基本計画」は、前期基本計画の進捗状況や評価結果を踏まえて見直しを図り、策定しています。

(3) 実施計画

「基本計画」で定めた施策を展開するため、具体的な事業を示し、その取り組み内容を明らかにするものです。毎年度作成し、計画の具体化を図ります。





3 海老名市を取り巻く状況の変化

わが国では、少子・高齢化の急速な進行や経済成長の低迷など、近年、社会経済環境が大きく変化しています。このような中、海老名市第四次総合計画の後期基本計画を策定していく上では、以下のような社会経済情勢の変化を踏まえながら、海老名市の将来都市像「快適に暮らす 魅力あふれるまち 海老名」の実現に向け、各種政策等を設定しました。

(1) 人口減少と少子高齢化の進行

平成 22 年(2010年)の国勢調査結果によると、わが国の人口は1億2,805万7,352人となっており、平成17年からはほぼ横ばいで推移している結果となりましたが、今後は本格的な人口減少社会を迎えることが想定されています。

また、人口減少だけでなく、少子高齢化も日々進行しており、深刻な問題となっています。平成22年(2010年)の国勢調査によると、65歳以上人口の総人口に占める割合は、平成17年(2005

年) と比べると 20.2%から 23.0%に上昇し、15歳未満人口の総人口に占める割合は、13.8%から13.2%に低下している結果となっています。

少子化が進行すると、労働人口の減少につなが り、社会経済活動の停滞を招くなど、まちの活力 の低下に繋がることが考えられます。

さらに、高齢化が進行すると、高齢者介護を取り巻く問題や医療、年金などの財政需要が増大し、 行政サービスの中で、その比重は高まることになります。

このため、地域全体での子育て支援体制の確立 や高齢者が元気で安心して生活できる環境づくり などの視点がさらに重要になります。



▲高齢者の居場所"ハッピーサロン 銀の椅子"

(2)経済情勢の変化

平成 20 年(2008年)にアメリカで端を発した世界的な経済危機が、欧州の政府債務危機などにも波及し、わが国や、さらには地方自治体の財政にまで影響は広がり、かつて経験したことのない未曾有の不況が続いています。加えて、東日本大震災の復興対策や急激に進む円高など、経済の先行きの不透明感が高まっており、国及び地方の財政状況は依然として厳しい状況にあります。

このような経済危機は、企業経営の縮小や倒産、雇用情勢の悪化、デフレ圧力の高まりによる需要 の低迷等、様々な問題にまで影響を及ぼしており、今後しばらくの間は厳しい経済情勢が続くものと 予測されています。

こうした中、国では社会保障と税の一体改革を始め、財政の健全化の実現に向けて、各種施策を進めていますが、高齢化の進展により社会保障費が増加するなど、義務的経費*の増加による財政構造の硬直化が進んでおり、依然として厳しい財政状況が続いているのが現状です。

本市においても近年は厳しい財政状況が続いていますが、新たな課題や市民ニーズに的確に対応するため、限られた財源や資源を最大限に活用し、持続可能な財政基盤の確立と活力あるまちづくりを両立させた行財政運営が求められています。

(3) 地球規模での環境問題

世界各国における社会経済活動の拡大やエネルギーの大量消費などによる、地球温暖化、森林の減少、オゾン層の破壊など、地球規模での環境問題は、早急に取り組むべき重要な課題となっています。

中でも、地球温暖化の要因となっているCO₂等温室効果ガス削減に対する取り組みが重要となっており、平成2O年(2OO8年)には京都議定書の第一約束期間に入り、神奈川県では「クールルネッサンス」を宣言し、国内各地で「クールアース・デー」関連の行事が行われるなど、本格的な取り組みが始まっています。

平成 23 年3月に、東日本大震災、津波、原発事故という国難に見舞われ、京都議定書における温室効果ガスの排出量削減の目標達成は、見通しが立たない状況となっていますが、地球温暖化は世界各地で自然災害が多発する原因の一つとも言われており、削減に向けた取り組みは、継続的に進めていかなければなりません。



▲植樹されたカワヅザクラ

今後は、大量生産、大量消費、大量廃棄社 会から脱却し、資源の消費を抑え、環境への 負荷が少ない循環型社会への転換が求めら れています。

また、個人一人ひとりのライフスタイルや 環境に配慮する意識と省エネ効果を高める ため、太陽光発電施設やエネファーム等地球 にやさしい社会の実現に向けた取り組みも 重要視されています。

(4) 自然災害への対応

近年では、平成 23 年3月に発生 した東日本大震災を始め、日本各地 で地震や台風、集中豪雨等の大規模 な自然災害が頻発しており、自然災 害への対応を求める市民の意識が高 まっています。

本市においては、今後も、東海地震や南関東地震、神奈川県西部地震等大規模地震の発生が危惧されており、すべての市民が安全で安心して暮らすことのできるまちづくりの実現を目指し、さらなる取り組みを進めていく必要があります。



▲夏場に頻発するゲリラ豪雨

(5) まちづくりの進展

現在、横浜、厚木、八王子、川越、つくば、成田、木更津などの都市を連絡し、東京湾アクアライン、東京外かく環状道路などと一体となって首都圏の広域的な幹線道路網を形成する首都圏3環状道



▲さがみ縦貫道路海老名インターチェンジ

までの間が、平成26年度開通を目標に整備が進められており、海老名市の交通利便性はさらなる向上が期待されるため、これに伴う周辺道路等の都市基盤整備※をしっかりと進めていく必要があります。

また、海老名市内には、小田急線、相鉄線、JR相模線の鉄道3線が乗り入れており、その3線の結節点である海老名駅周辺では、東口のまちづくりに引き続き、小田急・相鉄海老名駅とJR海老名駅の間のまちづくり、更にはJR海老名駅西口のまちづくりにより、魅力ある中心市街地を形成することが重要となっています。

路の一番外側に位置する環状道路である首都圏中 央連絡自動車道(圏央道)の建設が進められてお り、海老名市内においては圏央道の一部となるさ がみ縦貫道路の建設が進んでいます。

平成 22 年2月には、東名高速道路とさがみ縦 貫道路の結節点である海老名ジャンクションと海 老名インターチェンジ間が開通しました。

現在も海老名インターチェンジから高尾山インターチェンジ間が平成25年度開通(相模原インターチェンジは平成26年度開通)を目標に、海老名ジャンクションから寒川北インターチェンジ



▲海老名駅前に発着する羽田空港行きリムジンバス

(6) 新たな地方の姿・地方分権の進展と地域主権

平成19年の地方分権改革推進法が施行され、平成22(2010)年には、住民に身近な行政はできる限り地方公共団体に委ねることを基本とした地域主権戦略大綱が定められ、平成23年4月には、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律として第1次一括法が、8月には第2次一括法が成立し、中央集権から地方分権への流れが具体的に動き出そうとしています。

地方分権は、行政の権限を住民に身近な市町村にできるだけ移し、地域の実情に応じた行政の展開が可能となることを目的に進められています。したがって、これからの市町村には、限られた財源の中で、これまでの国の主導による画一的な行政サービスによるまちづくりから、自らの責任と判断で地域の特性を活かした行政運営を行い、個性豊かな地域独自のまちづくりを推進していくよう改革していく必要があります。また、権限の移譲により、事務量の増加や専門性が要求されるため、住民から真に必要とされる行政サービスを行っていくことが必要となります。

一方、地域の課題や市民ニーズは年々多様化、複雑化してきており、市民が自らつくり運営する活動の必要性も高まっています。

市民による活動は、地方分権時代の個性 豊かで自立したまちづくりには欠かせな いものであり、市民と行政との協働体制の 確立が必要です。

また、最近では、地方分権をさらに進めるため、地方が地域運営の主導権を自らも持ち、責任を持って地域を運営しようとする「地域主権」についても議論がなされており、「国のかたち・あり方」を大きく変える仕組みとして注目されています。



▲総合窓口としてリニューアルした市役所1階のフロア

4 市民の思い

〇海老名市政アンケート調査

以下のとおり行ったアンケート調査結果を踏まえ、計画を策定します。

■市政アンケートとは

市政に対する市民意識の傾向を把握し、多様化している市民の意見・要望などを調査分析することにより、今後の政策形成の基礎資料とするために、2年に1回実施している調査であり、市政への直接的な市民参加を促進するために実施しているものです。

■調査期間

平成 23 年5月 13 日~5月 27 日

■調査対象

海老名市在住の満 18 歳以上の男女の中から、海老名市住民基本台帳及び外国人登録原票を基に 2,000 人を無作為抽出により選び出し、平成 23 年5月に調査を行いました。

■有効回収数

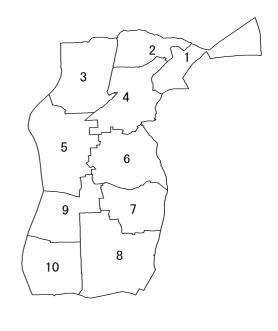
1,339 名分(回収率:67.0%)

■地域区分

調査結果の集計にあたっては、下記図及び表1のとおり10地域に区分しました。

表 1 地域区分一覧表

1	柏ケ谷地域	柏ケ谷、東柏ケ谷一~六丁目
2	上今泉地域	上今泉、上今泉一~六丁目
3	上郷·下今泉地域	上郷、上郷一~四丁目、下今泉、
		下今泉一~五丁目
4	国分地域	中央一~三丁目、国分南一~四丁目、
		国分北一~四丁目、望地一~二丁目、
		勝瀬
5	海西地域	河原口、河原口一~五丁目、さつき町、
		中新田、中新田一~五丁目
6	大谷地域	大谷、大谷北一~四丁目、
		大谷南一~五丁目、国分寺台1~5丁目、
		浜田町
7	杉久保地域	杉久保、杉久保北一~五丁目、
		杉久保南一~五丁目
8	本郷地域	上河内、中河内、本郷
9	社家地域	社家、今里、今里一~三丁目
10	門沢橋地域	中野、中野一~三丁目、
		門沢橋、門沢橋一~六丁目

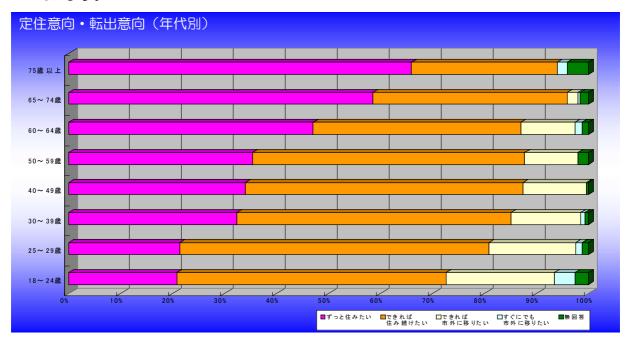


■調査結果(抜粋)

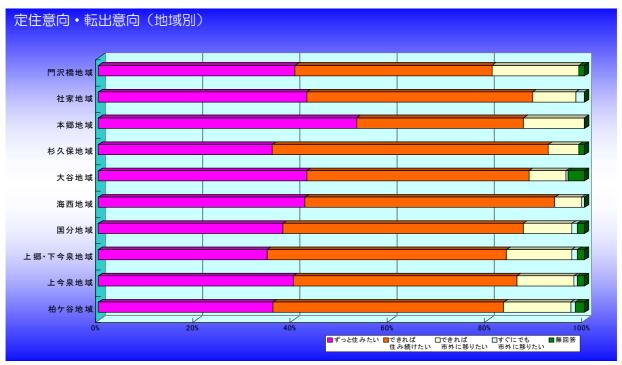
①定住意向:転出意向

「ずっと住みたい」と「できれば住み続けたい」とで約9割

定住意向(「ずっと住みたい」と「できれば住み続けたい」の割合)について年代別では、 どの年代でも高い数値を示しており、25歳以降の年代では80%を超えた高い数値となっています。



地域別で見ると、定住意向で最も高い地域は海西地域の93.9%で、杉久保地域92.6%と続き、他の地域も高い割合となっている。また、転出意向(「できれば市外に移りたい」と「すぐにでも市外に移りたい」の割合)は門沢橋地域17.9%が最も高くなっています。



②生活環境と施策の満足度

下記の算出式により算出したものを「平均評価点」とし、項目別、地域別に市民がどの程度満足しているかを整理しました。平均評価点は-2.00から2.00の間に分布しています。 (次頁 参照)

☆算出式

「満足」×2点+「やや満足」×1点+「やや不満」× -1点+「不満」× -2点 調査回答者数

◎満足度の高い項目(満足とやや満足を合わせた順位)

ごみ処理と資源回収:0.78点、樹林地や田園等の緑と自然環境:0.74点、

子ども(小児)医療費の全額助成:0.70点

◎不満足度の高い項目(不満とやや不満を合わせた順位)

騒音・振動・悪臭等の公害対策:-0.08点、防犯に対する体制・対策:0.02点

歩道・信号の設備等の交通安全対策: 0.04 点

調査では全体で、17項目中で平均評価点がプラスとなった項目は16項目、マイナスとなった項目は1項目でした。

評価が高い項目では、「ごみ処理と資源回収」O.78 が最も高く、続いて「樹林地や田園等の緑と自然環境」O.74、「子ども(小児)医療費の全額助成」O.70、「買い物等の生活の便利さ」O.66、「最寄駅へのアクセス」O.64 となっています。

今回の調査でのマイナス評価の項目は、「騒音・振動・悪臭等の公害対策」-0.08 だけとなっています。

次頁のように地域別に評価点を見ると、全体でも評価の高かった「ごみ処理と資源回収」、「樹林地や田園等の緑と自然環境」、「子ども(小児)医療費の全額助成」は、全ての地域でプラス評価を得ています。

地域によって最高評価点と最低評価点の差が大きかった項目は、「最寄駅へのアクセス」 柏ヶ谷地域の1.23、本郷地域の-0.72で差は1.95でした。続いて「下水道・排水処理」 社家地域0.70、本郷地域-0.81で1.51、「公園・遊び場の整備」上郷・下今泉地域0.49、本郷地域-0.66で1.15となっています。

◎生活環境と施策の平均評価点(地域別評価)

	柏ヶ谷	上今泉	上郷・下今泉	国分	海西	大谷	杉久保	本郷	社家	門沢橋	平均評価点
ア、保健医療施設	0. 29	0.36	0.40	0.45	0.66	0.63	0. 32	0. 13	0. 27	-0.30	0. 39
イ. 高齢者・障がい者福祉の施設	-0.05	0.8	0.04	0.09	0. 12	0.19	0. 23	0.00	-0.04	0.00	0. 08
ウ.文化・スポーツ施設	-0. 15	0.42	0. 31	0. 23	0. 47	0.42	0. 26	0.00	0.82	0.61	0. 30
エ. 小中学校のエアコン設備と トイレ改修	0.31	0. 25	0. 24	0. 20	0. 21	0.23	0. 28	0. 59	0.36	0. 26	0. 26
才.下水道•排水処理	0. 68	0.65	0. 55	0.62	0. 50	0.67	0. 65	-0.81	0.70	0. 58	0. 59
力. 生活道路の整備	0. 31	0. 26	0.00	0. 03	0.30	0.44	0. 44	-0. 16	0.41	0. 24	0. 25
キ. 駅周辺市街地整備	0.30	0. 22	0. 37	0.42	0. 31	0.47	0. 33	0. 47	0.59	-0. 20	0. 33
ク. 公園・遊び場の整備	0. 37	0.25	0.49	0.05	0.30	0.18	0. 12	-0.66	0.41	0.04	0. 20
ケ. 火災や自然災害に対する 体制・対策	0. 15	0.05	0. 12	0.04	0.07	0.14	-0. 02	-0. 19	0.05	-0.10	0. 08
コ. 防犯に対する体制・対策	-0.07	0.05	0. 12	0.04	0. 07	0.14	-0.02	-0. 19	0.05	-0.10	0. 02
サ. 歩道・信号の設備等の 交通安全対策	-0. 07	0.10	0.01	0.01	0.08	0.11	0. 07	-0. 38	0.25	0.07	0. 04
シ. 樹林地や田園等の緑と 自然環境	0.34	0.61	0.65	0. 52	0.61	0.58	0.64	0. 47	0.70	0.44	0. 74
ス. ごみ処理と資源回収	0. 76	0.75	0. 73	0.80	0.89	0.68	0. 78	1. 03	0.70	0.89	0. 78
セ. 騒音・振動・悪臭等の 公害対策	-0.35	-0. 15	-0. 01	0. 10	0. 12	-0. 17	-0. 11	-0. 34	-0.02	0.05	-0. 08
ソ.最寄駅へのアクセス	1. 23	0.09	0. 36	0.82	0. 93	0.67	0. 12	-0.72	0.00	0. 63	0. 64
タ. 子ども (小児) 医療費の 全額助成	0.64	0.67	0.71	0.76	0. 77	0.65	0. 62	0. 97	0. 57	0.79	0. 70
チ. 買い物等の生活の便利さ	1.05	0. 25	-0.05	1.04	0. 77	0.92	0. 39	-0.06	0.14	-0.07	0. 66

平均評価点は前頁算式により算出し、小数点第3位を四捨五入した数値

この構想の期間は、平成20年度(2008 年度)から 平成31年度(2019年度)までの12年間とします。

> 基本構想は平成20年3月に策定した時点 のものに修正等を加え記載しています。

本編中の※印を付記した用語については、「資料編―2用語集」に内容を記載しています。

第1章 海老名市の将来像

1 基本理念

市民と行政が力を合わせて総合的なまちづくりを進めるため、本市のまちづくりの基本的な方向を示す基本理念を以下のように定めます。

〇ゆとりと活力のあるまち

海老名市には、自然、歴史、文化が今も息づいているとともに、恵まれた交通条件や地理的条件を有しています。社会変化の潮流を踏まえながらも、この特性を活かした第三次総合計画における全体のまちづくりの理念を継承します。人々がふれあい、健康でうるおいとやすらぎのある住みよいまちを目指すとともに、各産業がバランスよく発展し魅力と活力のある、誰もがいきいきと働ける社会を築きます。

〇安全安心で快適に暮らせるまち

市民満足度調査※における「海老名市の将来像」や、地域部会※における「地域まちづくり将来像」では『安全で安心に快適に暮らせるまち』という意向が多くありました。

健康福祉、医療、子育て支援等を充実し、防災・防犯にも対応した安全で安心、快適な暮らしを築きます。

自然と共生した穏やかな生活も守り、市民の誰もがいつまでも心身ともに健やかに住み続けられる環境を築きます。

〇支えあい、
 自治の確立したまち

限られた財源を有効に活用し、市民の目線に立った市政運営を行っていくために、行政サービスの向上、健全な財政運営、情報公開等により市民との信頼関係を築きます。

市民、市議会及び行政が、それぞれの果たす役割を自覚し、パートナーとしての立場で 互いに補完しあいながら、男女平等その他市民の人権、自由及び平和が守られ、市民の一 人ひとりが心豊かに生活し、尊重される住み良いまちを築きます。

また、人と人の絆を大切にし、地域内外、世代をこえた交流を通じて、互いに支えあう 社会を築きます。

2 将来都市像

今後の海老名市のあるべき姿を示すものとして、海老名市第四次総合計画の将来都市像を次のように定めます。

快適に暮らす 魅力あふれるまち 海老名

快適に暮らす

「安全」「安心」「快適」は、市民生活をおくる上で最も必要・重要であり、地域部会などからの市民の思いとして、その充実が求められています。中でも「快適」は安全、安心が満たされてこそ初めて達成されるものです。

都市と自然・緑地・農地が良好なバランスにより共存するまち海老名で、都市における 快適さと自然・緑地・農地における快適さの追求・融合により、誰もが健やかに暮らして いける環境を保ち、生きがいをもち相互にふれあっていける生活を持続していくために、 「快適に暮らす」ことができるまちづくりを目指すものとします。

魅力あふれる

古くからの歴史と文化の薫るまちである海老名は、相模国分寺跡・尼寺跡や秋葉山古墳群などの歴史的遺産があります。河川や丘陵などの自然があります。農地が広がる広い空間があります。交通の拠点としての利便性があります。人が集うまちのにぎやかさがあります。市民一人ひとりがチャレンジする場、機会、チャンスがあります。

このような多種多様な魅力と可能性をもつまち海老名に暮らす、次世代を担う子どもたち、その親たち、さらには高齢者の方々など誰もが心豊かに、一人ひとりの魅力を活かし、 互いに支えあいながら、魅力を発信・創造していく「魅力あふれるまち」の形成を目指す ものとします。

3 将来の人口

本市では、第四次総合計画策定時(平成20年3月)および後期基本計画策定時(平成24年9月)に将来の人口目標を定めましたが、平成28(2016)年2月に人口の現状を分析し、人口に関する市民の認識を共有し、今後、目指すべき将来の方向と人口の将来展望を提示するとともに、「海老名市かがやき持続総合戦略。」における効果的な施策立案をする上での基礎資料として「海老名市人口ビジョン。」を策定しました。

この策定を受け、基本構想での将来の人口に海老名市人口ビジョンを基本とする目標に見直しを行いました。

〈第四次総合計画策定時(平成20年3月)記載内容〉

海老名市の人口は、昭和40年代の高度経済成長期以降、増加し続けてきています。

近年の増加率は安定的で緩やかな傾向となっており、平成 24 (2012) 年には 12 万 9 千人、平成 29 (2017) 年には 13 万 700 人になると推計され、その後、第四次総合計画の計画期間終了後の平成 31 (2019) 年の 13 万 800 人をピークに減少に転じると推計しています。

また、年齢別にみると、これまで比較的緩やかに進行してきた少子高齢化が、今後、急速に進むことが予想されます。

このように、第四次総合計画の計画期間後には人口減少を迎えることが推計されていますが、子育て支援等の拡充や生活環境の更なる充実・利便性の向上、また、企業立地などによる自主財源※の確保、都市ブランド戦略の活用によるまちの魅力の発信・創造などの施策に積極的に取組み、住みたい・住み続けたいまち海老名の形成を図ることにより、人口の増加が見込まれます。

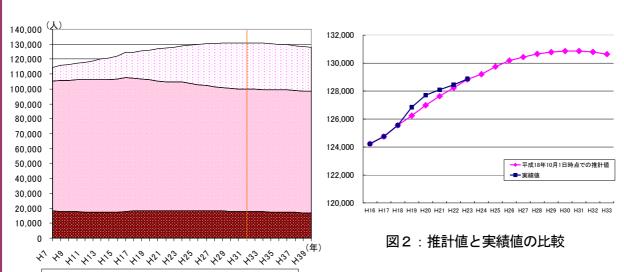
そのため、将来の人口目標を13万5千人とします。



<後期基本計画策定時(平成24年9月)における検証>

図1は第四次総合計画策定時の人口推計結果です。人口推計は平成18年度に行っており、この推計値と平成19年度から平成23年度の実績値を図2のとおり比較すると、いずれの年度も推計値を上回る値で推移しています。平成22年度、平成23年度は推計値に近い値となってきていますが、平成24年度に着工する海老名駅西口地区区画整理事業※等により、今後も人口は増加すると考えられます。

このように推計値と実績値がほぼ同程度で推移していることから、第四次総合計画策定時の推計値は後期基本計画においても使用することとし、将来の人口目標は13万5千人とします。



■年少人口(0~14) □生産人口(15~64) □老年人口(65~)図 1:単純推計結果(第四次総合計画策定時)

〈【延長】第四次総合計画策定における検証〉

海老名市の人口は、昭和40年代の高度経済成長期以降、増加し続けてきています。

平成 72 年(2060年)までの展望においては、転入増加に向けた施策により、人口のピークが、独自推計の平成 35 年(2023年)時点の 137,000人から、平成 38 年(2026年)時点に 140,000人となることを目指します。また、合計特殊出生率*の向上に向けた施策により、人口減少のスピードを緩め、平成 72 年(2060年)時点では、独自推計*よりも約 19,000人多い、約 129,000人を維持することを目指します。

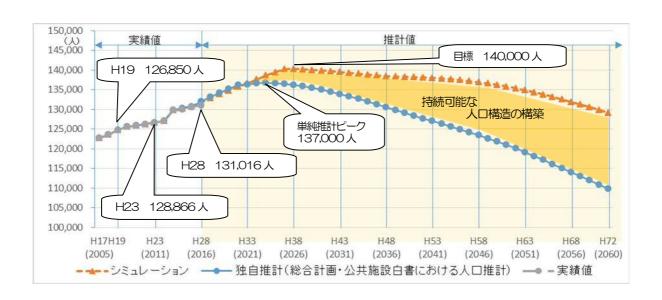
年少人口、生産年齢人口及び老年人口に区分される年齢3区分人口※については、平成72年(2060年)までの展望における、各区分人口が一定に保たれるわけではなく、生産年齢人口が減少し、老年人口が増加すると見込まれます。ただし、合計特殊出生率の向上や子育て世代の転入を目指す施策により、年少人口は目立った減少はせず、ほぼ一定に保たれることが期待されます。

このように、将来的には人口減少を迎えることが予測されていますが、子育て支援等の拡充や 生活環境の更なる充実・利便性の向上、また、企業立地などによる自主財源の確保、シティプロ モーションによるまちの魅力の発信・創造などの施策に積極的に取り組み、「住みたい 住み続 けたいまち 海老名」の形成を図ることにより、人口の増加が見込まれます。

そのため、将来の人口目標を140,000人とします。

■将来の人口目標

平成 19年		平成 23 年	平成 28 年	平成 38 年	平成 72 年まで	
年度	10月(実績)	10月(実績)	10月(実績)	(目標)	(目標)	
人口	126,850人	128,866人	131,016人	140,000人	129,000人	



4 将来都市構造

海老名市は、恵まれた自然環境と交通の要衝としての利点を活かし、県内の中核都市として発展を続けています。

一方で、少子高齢化の進行、産業構造の変化、市民ニーズの多様化等の社会経済情勢の変化や、都市基盤施設の整備※による環境の変化に直面しています。

そのような状況の変化を踏まえた上、豊かな自然環境や交通の利便性等の特性を更に活かし、広域的かつ長期的な視点に立ち、市全域の均衡ある発展を目指して、快適で魅力あるまちづくりを進めます。

(1) 土地利用

① 都市的土地利用ゾーン

良好な市街地を維持・保全しつつ、住宅地と農地との調和、住宅地と工業地との混在解消を進めることで、秩序ある土地利用を図ります。

新市街地の形成にあたっては、社会状況の変化を踏まえ、適切な事業手法を用い、良好な 市街地を整備し、安全・安心・快適な住宅地、商業地及び工業地などの形成を図ります。

海老名駅周辺においては、土地利用の高度化により人口や商業・業務の集積を図り、既成市街地と一体的な新市街地を形成することで、市最大の都市拠点としての整備を進めます。

また、その縁辺部においては、優良な農地を保全するとともに、住と農が調和した緑とゆとりある空間を創出し、地区計画※等の活用により、秩序ある土地利用を図ります。

工業的な土地利用については、既存集積地域における純化を図りつつ、併せて、周辺環境と調和した新たな工業・流通拠点の形成を進めます。

② 自然共生土地利用ゾーン

市内に残された貴重な自然環境は、市民生活にうるおいを与えるだけではなく、都市景観・ レクリエーション・防災等の機能を有しています。

このため、農地・緑地・河川等を、海老名市民共有の資産として、市民との協働のもと、 その整備・保全を図っていきます。

農地については、都市近郊農業基盤の整備※や未利用農地の有効活用等により整備・保全を 図ります。

緑地や河川については、その自然的要素の維持に努め、周辺に位置するレクリエーション 拠点の整備・有効活用等と併せ、市民が自然に親しむ憩いの場としての保全を図ります。

(2) 軸

① 広域軸

市内と各都市を結ぶ広域的なネットワーク軸として、国道・高規格幹線道路と鉄道網の整備・ 充実を促進することで広域軸の形成を図ります。

新東名高速道路等の高規格幹線道路については、早期整備を促進し、鉄道網については、複線化や新駅設置による利便性の向上を図るとともに、東海道新幹線新駅計画の実現や、開業に向けた取組が進められているリニア中央新幹線県内新駅が設置されることにより、都市間の連携を一層強化し、広域的な交流を促進します。

2 幹線軸

広域軸を補完し、市内の各拠点を結ぶ道路の整備・充実により、幹線軸の形成を図ります。

③ 水辺の軸

相模川をはじめ永池川、目久尻川、鳩川は、河川の保全・改修を促進するとともに、市民が 自然とふれあえる場として周辺地域と一体となった親水空間づくりを推進し、水辺の軸の形成 を図ります。

相模川における水辺の軸は、相模川沿いのレクリエーション拠点を結び、近隣市町と連携することで、機能の充実を図ります。

(3) 拠点

1 都市拠点

人、物、情報が流動・集約される鉄道駅周辺の地域においては、市民生活の利便性の向上を 図るため、商業・業務・文化等の施設をはじめとする都市機能が集積された市街地の形成に取 組み、魅力ある快適な都市拠点の整備・形成を図ります。

特に、海老名駅周辺については、土地利用の高度化による商業・業務・人口の集積を図り、 複合的な都市機能を誘導することとあわせ、計画的な都市施設の配置や土地区画整理等による 基盤整備を図ることにより、市の中心的な都市拠点として整備を進めます。

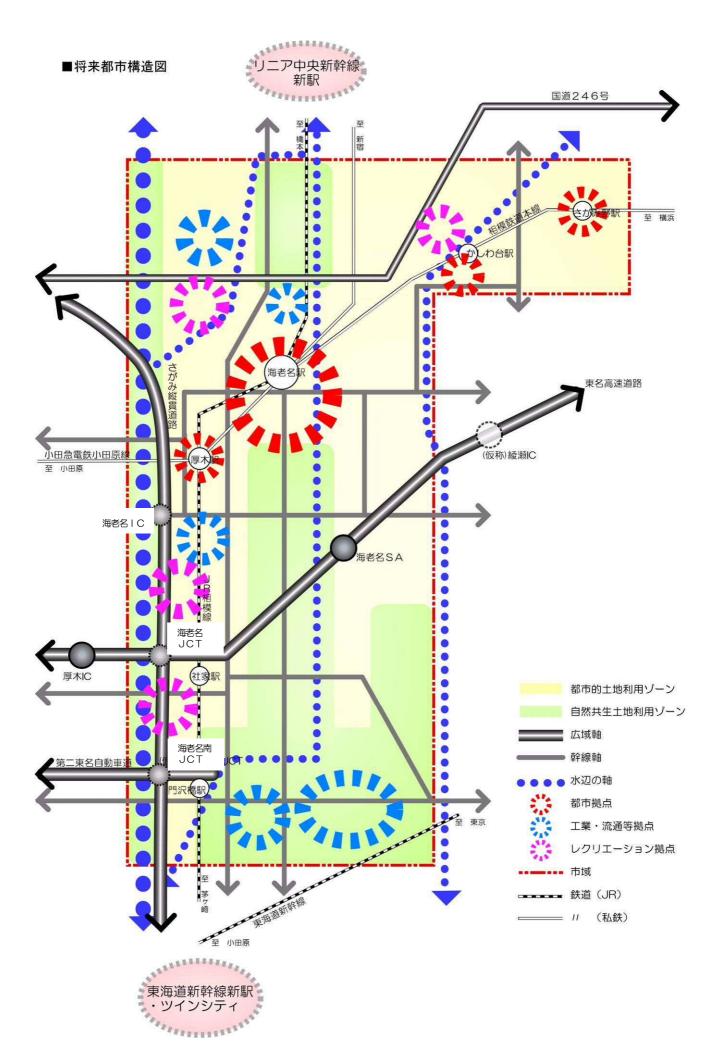
② 工業·流通等拠点

広域軸・幹線軸沿いの地域において、工業・流通施設等の集約や新たな市街地の形成等により、周辺環境と調和した工業・流通拠点の整備・形成を図ります。

特に、南部地域は、適切な事業手法を用い、流通・業務・商業機能の集積を図ることにより、 市の副次的な拠点として整備を進めます。

③ レクリエーション拠点

河川沿いの地域において、やすらぎとうるおいのある親水空間を創出し、市民の憩いの場となるレクリエーション拠点の整備・形成を図ります。



5 財政の見通し

〈第四次総合計画策定時(平成20年3月)記載内容〉

歳入の根幹をなす市税については、国からの税源移譲に加え、景気回復、経済成長、国内総生産の伸びが予想されることにより、若干の増加が見込まれます。

しかしながら、社会・経済情勢の動向や生産年齢人口の減少などから、その先行きは不透明であり、大幅な増収は見込めない状況です。

現在の情勢・制度を前提とする限り、一般財源※の大幅な増加は期待できない一方、歳出面においては、今後高齢者人口の増加により扶助費や介護保険事業などに対する費用の大幅な増額が見込まれます。

このため、投資的経費(普通建設事業費)に充てられる財源は限られ、この限られた財源の中で、事業費を確保するためには、歳入・歳出両面にわたる一層の努力・工夫が求められます。

これまでも、指定管理者制度※の活用や民間委託の推進、事務事業の見直しなどを進めてきましたが、一層の経費節減を進め、税収の確保や受益者負担の見直しなどにより財源の確保を図るとともに、将来の財政負担の軽減に努めていきます。

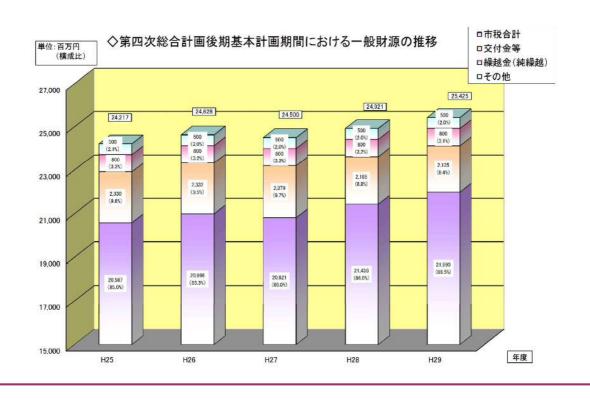


<後期基本計画策定時(平成24年9月)における検証>

日本経済の平成25年度以降の経済見通しについては、民間シンクタンク数社の経済見通しを見ると程度の差こそあれ、緩やかな成長が予測されています。

また、海老名市においても、後期基本計画期間中は、緩やかな経済成長と現在開発が進んでいる海老名駅西口地区及び駅間地区の税収増が期待されるため、平成27年度(固定資産税評価替え年度)を除いては、一般財源※は増加を見込んでいます。(現行制度に基づき推計しています。)

その一方、今後ますます進行していく少子高齢化や、海外経済の更なる下振れや円高の進行等が懸念され、 先行きが不透明な面も兼ね備えており、厳しい財政状況下にあることから、正確な情報を的確に収集し、将来 を見据えた適切な判断をしたうえで、持続可能な都市経営を進めていくことが必要です。今後も、社会経済情 勢等の変動や市財政の状況に柔軟に対応しながら、指定管理者制度の活用や民間委託の推進、事務事業の見直 しなどにより、一層の経費節減を進めるとともに、将来の財政負担の軽減に努めていきます。

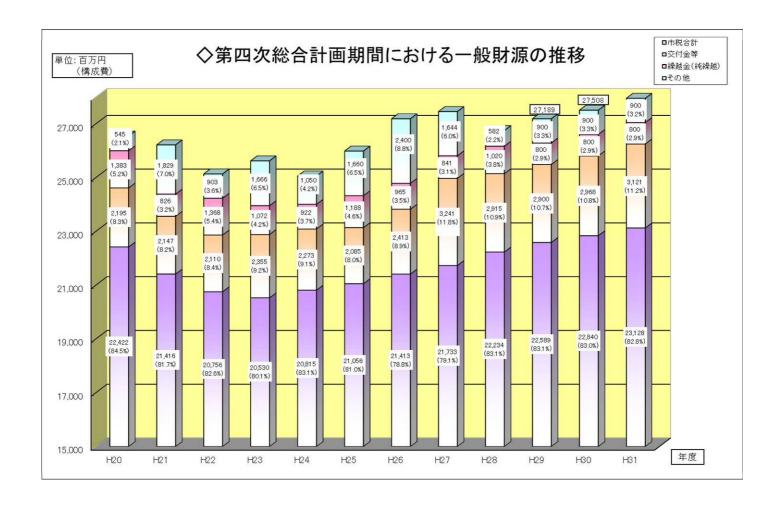


<【延長】第四次総合計画策定における検証>

日本経済は、極めて緩和的な金融環境と政府の大型経済対策の効果を背景に、当面は緩やかな成長を続けるとみられていますが、平成29年(2017年)4月に予定されていた消費税率の引上げが2年半延長されるなど、先行きは不透明な状況にあります。

こうした中、本市においては、平成27年(2015年)10月の海老名駅西口地区のまち開きをはじめ、税収の増加につながる施策の推進の効果や、海老名駅駅間地区において民間開発が進むことから、市税等を中心とした一般財源は増加していくものと見込んでいます。

その一方で、少子高齢化の進展や景気の停滞などにより、扶助費*の増加は避けて通ることはできないことから、国の財政運営や地方財政対策の動向を踏まえながら、堅実な財政運営が一層求められます。



第2章 基本目標

海老名市の将来像を実現していくための施策の実施に向けた基本となる方向として、都市ブランド戦略に基づく魅力や可能性・場を活用していきます。

このため、政策の基本目標を 6 つの「フィールド(可能性・場)」として示し、その実現を目指します。

6つの「フィールド」

2 健康で自立するためのフィールド

誰もが健やかに自立した暮らしを実現するための目標

2~ 心づくりのフィールド

多くの人がふれあい、豊かな心を育むための目標

②次世代を担う子どものためのフィールド

海老名の未来を担う人づくりとそのための環境づくりの目標

4 快適な生活のフィールド

いつまでも住み続けられる快適な暮らしを実現するための目標

5 活力ある産業のフィールド

産業のさらなる振興や、まちの元気づくりのための目標

行政経営の基本自標

ま

ちづく

40

基本目標

新たな行財政運営のフィールド

市民参加、協働のまちづくりと効率的な行財政運営のための目標

1 健康で自立するためのフィールド

すべての人が健康で自立した日常生活を送ることのできる環境を確保するよう、健康診査 や相談・指導体制、医療・福祉体制を充実します。

高齢者の生きがいづくりや「ともに認め合うまち・海老名宣言※(平成 29 年3月 28 日制定)」の趣旨に鑑み、高齢者や障がい者が積極的に社会や地域交流に参加できる環境を整備するとともに、福祉サービスの充実を図ります。

介護保険、国民健康保険などの社会保障制度の健全で円滑な運営・普及啓発に努めます。

2 心づくりのフィールド

地域コミュニティ組織、NPO、ボランティア団体など、市民の自発的な参加を促すとともに、市民と行政の役割分担に応じた協働体制づくりや地域でのまちづくり活動などへの支援を進めます。また、パブリックコメント※などの方法により広く市民の意見を反映した行政運営を推進します。

国際化の進展とともに、外国人との共存や、市内外との交流活動を促します。

全ての市民が平等に生活し社会活動に参加するよう、男女の共同参画や人権意識等の啓発に努めます。

市民が、地域の歴史や文化、自然環境に触れられたり、スポーツ・レクリエーション活動に親しむことにより、健康な心とからだを育むことができるよう、市民の学習や地域活動への参加を促すとともに、教えあう・学びあう環境を整備します。

先人が培ってきた貴重な文化や遺産等の適切な保護や、市民の自主的な保存や継承活動を 促進します。

3 次世代を担う子どものためのフィールド

安心して子育てができるよう、保育サービスの充実を図るとともに、子どもたちがいきいきと遊べる環境づくりを進めることにより、子育て世代の転入・定住を促進します。

子どもたちが、豊かな自然の中でいきいきと学び育つよう、教育施設・教育内容の充実 や青少年の健全育成を図ります。

4 快適な生活のフィールド

豊かな恵みと生活にやすらぎやうるおいを与えてくれる貴重な自然を守り育て、次世代につなげていくため、地球環境への配慮や、環境問題意識の啓発、環境教育の充実を進めます。

ごみの発生抑制と減量化を進めるとともに、資源リサイクルの一層の推進に努めます。 鉄道、高規格幹線道路などの恵まれた広域交通利便性の一層の向上を図るとともに、これらと連携する市内の幹線道路や生活に身近な道路の整備を進めます。

鉄道やバスなどの公共交通網の充実により、誰もが便利で快適に利用できる交通環境づくりを進めます。

道路や交通網の整備とともに、良好な住宅地の形成により定住環境の確保を図ります。 地震、火災などの災害発生、交通事故や犯罪発生などに的確に対応できるよう、計画的 な防災・防犯設備の充実や、地域の主体的な活動を支援します。

すべての人にやさしい、安全・安心な生活環境を充実していくため、公共施設や道路などのバリアフリー化を進めます。

5 活力ある産業のフィールド

海老名市の自然、歴史、文化、風土の中で育まれてきた独自の産業や地域資源の育成と有効活用を一体的に進め、地域ブランドカを高め、人々が盛んに交流する空間を創出し、市民が誇りと愛着を持って暮らす「まちの元気づくり」を進めます。

市内企業間の連携や事業の拡大を支援するとともに、企業立地の促進など、産業基盤の整備を推進します。

海老名に住み続けながら海老名で働ける環境づくりを行い、地元雇用の拡大や企業の生産性を高め、地域経済の活性化を図ります。

6 新たな行財政運営のフィールド

市民サービスの向上や情報化に対応した、事務処理能力の向上を図ります。

高度情報化社会に対応した広報広聴機能の充実や、公平・公正で透明性の高い行政を推進するため、情報公開の充実を図ります。また、高度情報技術の急速な普及を踏まえた市民の積極的な情報活用を支援します。

社会情勢の変化や少子高齢の進展などによる厳しい財政状況を克服していくため、引き続き行政が実施する事業の効率化やコストの削減のための様々な工夫により、効率的な財政運営を図るとともに、住民と行政との協働体制を確立していくため、まちづくりや行政活動への参画機会を拡充します。

第3章 シティプロモーション

本市においては転入増加に向けた施策により、平成38年(2026年)まで人口増加が見込まれますが、それ以降は、人口減少に転じると予測されることから、合計特殊出生率の向上に向けた施策により、人口減少のスピードを緩め、平成72年(2060年)時点では、約129,200人を維持することを目指します。

一方、年齢3区分人口については、10 代後半から 30 代前半の若い世代で転入は 転出を上回る傾向にありますが、今後、生産年齢人口が減少し、老年人口が増加する と見込まれるため、ファミリー層の転入を更に促進する必要性があります。

将来都市像である「快適に暮らす 魅力あふれるまち 海老名」を実現していくための施策の実施に向けた、6つの基本目標を実現するためには、持続可能な都市経営を行わなければなりません。

持続可能な都市経営を行うために、子育て世代の定着化、若い世代の合計特殊出生率の上昇を図るとともに、生産年齢人口の転入を促進する取組が必要です。

そのため、海老名市の魅力を市内外に向け、効率的・効果的に発信することで、「住みたい 住み続けたいまち 海老名」を感じてもらえるよう、積極的に発信していきます。

取組の方向性

将来像を実現していくための施策の実施に向けた、6つの基本目標を実現するため に次のスローガンを掲げ、市内外に向け効率的・効果的に発信します。

住みたい 住み続けたいまち 海老名

1 にぎわいづくり

市民生活や歴史、文化、伝統に根ざしつつ、それらを活かし、継続的なプロデュース活動を通して海老名市のにぎわいをより盛んにし、産業経済を振興することによって、市民の誇りを高めます。

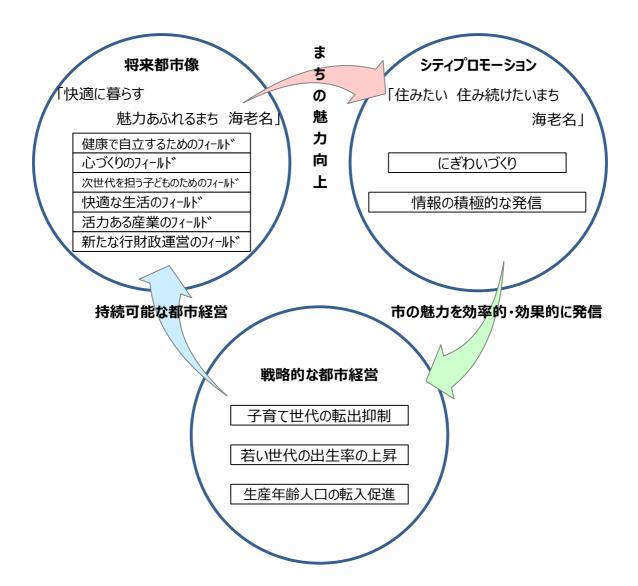
既存のにぎわい資源を総合的に活用することで、海老名市の魅力を引き出します。 あるがままの海老名市を多角的に見つめなおし、磨きをかけることで新たな魅力が生まれる可能性を追求します。

この地域で累代の人々が培ってきた、素朴で来るものを拒まないおおらかさと進取の 気性にあられる市民性を最大の資源とし、訪れる多くの人々が「もう一度来たい」と思 える魅力を創り出します。

2 情報の積極的な発信

限られた予算の中で、最大限の効果を得られるような情報を発信し、様々な広報媒体により、まちの価値や愛着を感じてもらえるよう、海老名市の魅力情報を適時・的確に 発信します。

地域交流を促進するとともに地産地消・地場生産の拡大を図るため、市内外に向けて、 まちの魅力を効率的・効果的に発信します。



基本計画の計画期間は、平成25年度(2013年度)から 平成31年度(2019年度)までの7年間とします。

> 基本計画は平成24年9月に策定した時点 のものに修正等を加え記載しています。

本編中の※印を付記した用語については、「資料編―2用語集」に内容を記載しています。

後期基本計画

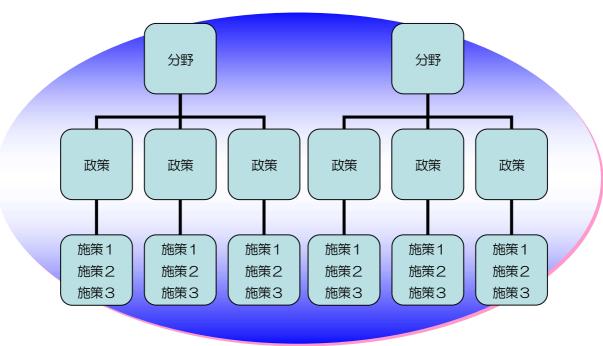
「海老名市第四次総合計画」は、平成 20 (2008) 年度~平成 31 (2019) 年度の 12 年間のまちづくりの考え方を示す「基本構想」と、具体的施策や事業内容を示した「基本計画」からなります。

計画期間は、平成 20 (2008) 年度~平成 24 (2012) 年度の5年間が前期基本計画で、平成 25 (2013) 年度~平成 31 (2019) 年度の7年間が後期基本計画となっています。

後期基本計画は、基本的には、前期基本計画を継承し、「基本構想」で掲げた市の将来都市像、「快適に暮らす 魅力あふれるまち 海老名」を実現するため、福祉、教育文化、環境、産業などの分野ごとに政策を示した政策別計画と、地域の実情に応じて取り組むべき事業を整理した地域別計画から成り立ちます。

快適に暮らす 魅力あふれるまち 海老名

【政策别計画】



【地域別計画】



海老名市が、今後も、持続・発展し続けていくためには、市民一人ひとりが、海老名市に誇りと愛着を持ち、今後も、この地で住みたい、住み続けたいと思えるような環境を整備していくことが重要です。

後期基本計画では、計画期間中、海老名市が持つ魅力、他都市との優位性を最大限に活かすため、特に重要となる取組みを、集中戦略プロジェクトとして位置付け、優先的・重点的に推進していきます。

集中戦略プロジェクト 1 安全・安心快適居住プロジェクト

集中戦略プロジェクト2 まちのにぎわい創出プロジェクト

集中戦略プロジェクト3 新市街地形成促進プロジェクト

集中戦略プロジェクト4 誰もがいきいき健やかプロジェクト

集中戦略プロジェクト5 育てる支援・学び応援プロジェクト

集中戦略プロジェクトも 市民活動と生涯学習推進プロジェクト



~安全・安心快適居住プロジェクト~

防災や安全対策等の強化、環境保全・公衆衛生の向上、都市基盤整備*の推進により、快適な 都市空間を創出し、安全で安心して暮らせるまちを形成します。

主な取り組み

• 空き地・空き家の適正管理

• 公共下水道の整備(汚水)

• 防犯対策の推進

• 災害時協力体制の構築

• 防災備蓄物品の整備

• ごみの減量化と資源化の推進

【施策:4章一①-(2)】

【施策:4章-③-(5)】

【施策:4章-④-(2)】

【施策:4章-⑤-(2)】

【施策:4章-⑤-(3)】

【施策:4章-8-(2)】



▲通学路の見守り

~まちのにぎわい創出プロジェクト~

都市基盤整備※の推進や企業立地を促進するほか、地元商店等の活性化や、憩い・やすらぎを与える公園整備により、市民だけではなく多くの来街者により、にぎわいを創出します。

主な取り組み

• 幹線・準幹線道路の整備

• 都市公園等の整備

• 商店街の活性化

にぎわい振興の促進

• 企業立地の促進

【施策:4章-3-(1)】

【施策:4章-③-(4)】

【施策:5章一①-(2)】

【施策:5章-①-(2)】

【施策:5章一①-(3)】



▲市の大動脈・海老名駅大谷線

~新市街地形成促進プロジェクト~

快適な都市空間を目指し、海老名の新しい顔となる機能的でまとまりある新市街地の形成を図ります。

主な取り組み

• 海老名市中心市街地周辺地区の方針・構想・計画の策定

【施策:4章-②-(1)】

• 海老名駅周辺整備の推進

【施策:4章-2-(1)】

• 工業系新市街地の整備促進

【施策:4章-②-(2)】

• 市街地の再開発

【施策:4章-2-(2)】

• 駅前施設整備の推進

【施策:4章-②-(2)】



▲海老名駅西□地区

~誰もがいきいき健やかプロジェクト~

住み慣れた家庭や地域で、その人に応じたライフスタイルを享受できる仕組みを構築するとと もに、誰もがのびのび健やかに生活が送れる環境を形成します。

主な取り組み

• 介護予防の推進

【施策:1章-①-(3)】

• 介護ボランティアポイント制度の推進

【施策:1章-①-(3)】

• 社会福祉施設への支援

【施策:1章-2-(1)】

• 地域包括支援センターの運営支援

【施策:1章-②-(1)】

スポーツ・健康増進事業の推進

【施策:1章-④-(1)】



▲えびな市民ウォーク

~育てる支援・学び応援プロジェクト~

学校、家庭、地域の連携により、子ども達を地域全体で支えるとともに、教育施設や教育指導体制の充実等により、子ども一人ひとりが学び、遊ぶ環境を形成します。

主な取り組み

• 民間保育所施設整備費の助成

【施策:3章-①-(2)】

• 子ども医療費の助成

【施策:3章-①-(3)】

• 子ども・学校支援体制の構築

【施策:3章-②-(2)】

• ひびきあう教育の実践・研究

【施策:3章-③-(1)】

• 学校施設の再整備

【施策:3章-③-(3)】

きれいで居心地のよい学校づくり

【施策:3章-3-(3)】



▲校庭で遊ぶ子どもたち

~市民活動と生涯学習推進プロジェクト~

自治基本条例、市民参加条例及び市民活動推進条例の理念に基づき、各種市民活動を支援する ほか、地域住民の連携の場、自主的な活動の場、生涯学習・スポーツの場を幅広く提供します。

主な取り組み

• 相模川海老名スポーツ施設のネットワーク化

【施策:1章-④-(2)】

コミュニティセンター等のリニューアル

【施策:2章-①-(2)】

• 市民活動推進のための環境整備

【施策:2章-①-(2)】

• 市民講座の開催

【施策:2章一③一(1)】

• 図書館のリニューアル

【施策:2章-③-(2)】



▲えびな市民活動支援センター(ビナスポ)

Ⅱ 政策別計画

「基本構想」で定めた海老名市の将来都市像「快適に暮らす 魅力あふれるまち 海 老名」を実現するため、市が進めるべきまちづくりの基本目標を6つのフィールドとして示し、それぞれのフィールドの創出に向けた政策を行政の分野ごとに体系的に整理しました。

政策の中には、様々な施策が位置付けられており、これら施策を実施することで、ま ちづくりが推進されます。

基本方針

政策目標が目指す基本的な方針を明らかにしています。この基本方針に基づき、 各種施策が展開されます。

施策の展開

政策目標を実現するために、今後進めるべき施策内容と主な事業を記載しています。各事業欄には、事業目的、事業内容を記載しています。また、集中戦略プロジェクトに該当する事業については、事業名に【集中】マークを付記しています。



▲市街地より大山を望む

■政策目的別体系図

第1章 健康で自立するためのフィールド



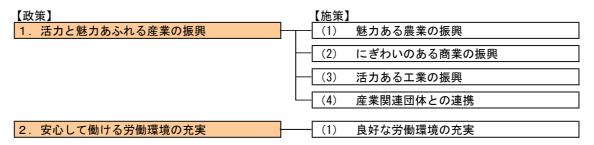
■政策目的別体系図

第4章 快適な生活のフィールド

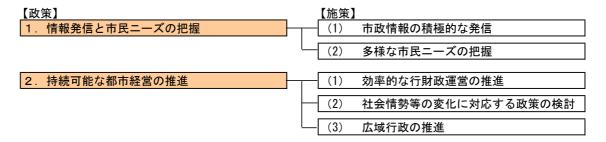
【政策】	【施策】
1. 住みたい住み続けたいまちの実現	(1) 住み良いまちづくりの推進
	― (2) 快適な住環境の整備
	(3) 住宅政策の推進
	(4) 総合交通対策の推進
2. にぎわいと活力のある元気なまちづくり	(1) 海老名駅東西一体のまちづくり
	(2) 市街地整備の推進
3. 都市活動を支える基盤整備	(1) 道路整備の推進
	(2) 道路等の適正な維持管理
	(3) 国県道路事業の促進
	(4) 公園・緑地整備の推進
	(5) 下水道対策の推進
4. 市民生活を守る安全安心なまちづくり	(1) 交通安全の推進
	(2) 防犯対策の推進
5. 災害に強いまちづくり	(1) 危機管理の強化
	(2) 防災対策の強化
	(3) 災害対策の強化
6. 市民の生命と財産を守る消防力の強化	(1) 消防体制の充実
	(2) 消防施設整備の充実
	(3) 非常備消防活動の推進
	(4) 火災予防の推進
7. 地球環境に配慮した低炭素社会への転換	(1) 地球温暖化対策の推進
	(2) 地域環境対策の推進
	(3) 人と自然との環境共生
8. 環境負荷が少ない循環型社会の形成	(1) 廃棄物の適正処理
	(2) ごみの減量・資源化の推進

■政策目的別体系図

第5章 活力ある産業のフィールド



第6章 新たな行財政運営のフィールド



1

元気で健康なまちづくり

1 基本方針

急速に進む少子高齢社会や市民ニーズの多様化に対応し、誰もが健康で自立した生活ができるよう、保健・医療・福祉に関わるサービスの充実を図り、元気で健康なまちづくりを目指します。

2 施策の展開

(1) 健康づくり

- ▶ 健康増進法に基づき、生活習慣病の予防、市民の健康増進を図るために健康増進事業を実施します。また、自殺対策基本法に基づいた自殺予防対策を関係団体と協働して実施します。
- ▶ 肥満や生活習慣病の増加、栄養バランスの偏った食事や不規則な食事の増加が見られる昨今、 自分の食について考える習慣や、様々な経験を通じて食に関する知識と食を選択する力を習得 するための事業を推進します。

事業名	目的	事業内容
健康の 保持増進	生活習慣病の情報を提供し、生活習慣の改善や心の健康づくりの支援を行うことにより、市民の健康増進を図ります。	健康相談、健康教育、家庭訪問等を行います。
食育の 総合的な 推進	食育の総合的な推進に関わる関係機関等と の連携・協力により食育を推進します。	各ライフステージに応じた食育相談、食育教育、料理講習会等を実施します。 食生活改善推進員活動を支援します。

(2) 予防医療の充実

- ▶ 疾病の早期発見、早期治療による医療費の削減を図るため、健康増進法に基づくがん検診 (集団検診・施設検診)、歯周疾患検診、肝炎ウィルス検診、口腔がん検診を医師会や歯科 医師会等に委託して実施します。がん検診の一部対象者を無料とするなど受診勧奨を行い、 受診のきっかけをつくることで、その後の定期的な検診意識の向上を図ります。
- ▶ 予防接種法に定められた疾病について予防接種を行い、市民の免疫獲得率を高めるとともに、 伝染性疾患の地域での蔓延を予防します。正しい知識の普及により、予防接種についての理 解を深め、健康被害の発生を予防し、接種率の向上に努めます。

事業名	目的	事業内容
生活習慣病検診		各種がん検診・肝炎ウィルス検診を行います。
予防接種 の実施	予防接種法に定められた疾病について予防接種を行い、市民の免疫獲得率を高め、感染性疾患に対する防衛を図ります。	予防接種法に基づく定期予防接種などを実施していきます。

(3) 介護予防の推進

▶ いつまでも住み慣れた地域で安心して自立した生活を送ることができるような在宅支援の充実とともに、なるべく要介護状態にならないための介護予防を重視した事業を推進します。健康の維持や増進のための相談や教室を行います。

事業名	目的	事業内容
介護予防 の推進 【集中4】	要介護状態とならないために、現在の健康 状態を維持し、将来に向けた健康の保持増 進を図ります。	高齢者を対象に運動や栄養などに関する各種介護予防事業を実施します。
介護ボランティア ポイント制度の 推進 【集中4】	高齢者の社会参加と生きがいづくりやボランティア活動を通じた介護予防としての効果などとともに、地域における高齢者の支え合い活動や見守り活動に繋げます。	介護ボランティア活動への参加者にポイントを付与し、一定のポイントが溜まった場合に特典が得られる制度を推進します。

(4) 地域医療の充実

- ▶ 急速な少子高齢化の進行や生活習慣病・医療費が増加する中で、市民自らが「自分の健康は自分で守る」という、市民主体の健康づくりの推進と共に、生涯にわたる健康づくりの実現を支援する環境・地域づくりを推進します。
- 昼夜の区別なく発生する急病や事故などに対応するため、急患診療所や休日歯科診療室の運営を行い、救急診療を確保します。入院治療を必要とする重症患者などへは病院群輪番制※により救急医療を行い、市民の生命を守ります。重症・重篤患者をいち早く高度・専門的な医療を提供する三次救急医療機関(救命救急センター)へ搬送します。

事業名	目的	事業内容
地域の 保健対策 の推進	若年、壮年期からの健康づくりを実施することで、健康寿命の延伸を図ります。	えびな健康づくり講座の開催や健康えびな 普及員活動を支援します。
救急医療 体制の充実	病気やけがの程度による、一次救急(軽症)や二次救急(重症)の医療体制の確保・充実を図ります。	急患診療所(医科・歯科)と当番病院による救急医療体制並びに近隣市との広域小児救急医療体制などの確保のための支援を行います。



▲CT検診

(5) 国民健康保険等の運営

- ▶ 国民健康保険事業及び後期高齢者医療保険事業の適正な運営を図ります。
- 国民健康保険加入者の方が人間ドックを受診されたときの費用の一部を助成します。また、メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)及びその予備群の早期発見と予防・改善を目的として特定健康診査を行います。特定健康診査の結果から、生活習慣改善が必要と認められた方に対しては、特定保健指導を行います。医療費の抑制を図るため、後発医薬品(ジェネリック医薬品)の普及・啓発に努めます。

事業名	目的	事業内容
国民健康 保険給付 事業の運営	国民健康保険事業の適正な運営を図ります。	医療費のうち国民健康保険が負担しなければならない療養給付費等を給付します。また、高額療養費・出産育児一時金・葬祭費等を給付します。
後期高齢者 医療保険 事業の運営	後期高齢者医療保険事業の適正な運営を図ります。	被保険者の資格管理、保険料の賦課徴収、 療養費・葬祭費等の給付に係る事務を適正 に執行します。
国民健康 保険加入者 の健康増進	疾病の早期発見・早期治療を図るととも に、加入者が支払う一部負担金の低減や医 療費の抑制を図ります。	35歳以上の国民健康保険加入者の人間 ドック費用の助成や、40歳以上の加入者 などの健康診査・保健指導を行います。ま た、ジェネリック医薬品の普及・啓発に努 めます。

2 高齢者が元気なまちづくり

1 基本方針

超高齢社会を迎えるにあたり、常にいきいきと元気に過ごせるよう、生きがいづくりへの支援をはじめとした、高齢者福祉の充実を図るとともに介護保険事業を適正に推進します。

2 施策の展開

(1) 高齢者福祉の充実

- ▶ 高齢者の生きがいと健康づくりのため、屋内プールの助成を行います。また、ゆめクラブ連合会(高齢者団体)等が行う、健康づくり活動、社会参加活動などの事業に対して助成を行います。
- ▶ ひとり暮らし高齢者に対し、緊急事態の対応や生活支援のため、緊急通報事業、安全点検、家 具転倒防止等を実施します。また、安心して日常生活を送れるよう、医療情報を記入して保管 する「えびな安心キット」等を配布します。
- ▶ 医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を推進します。
- 介護サービス利用者が安心して介護サービスを利用できるよう、介護基盤を整備します。



▲生きがい教室

事業名	目的	事業内容
高齢者の 生きがい づくり	高齢者の生きがいと健康づくりの推進及び 社会参加活動の促進を図ります。	高齢者生きがい教室の開催やサロンの設置、高齢者向けスポーツの普及、ゆめクラブへの支援などを行います。
高齢者の 就労支援	働く意欲のある高齢者の知識、経験、能力 を活かした、自らの生きがいづくりの支援 と社会参加機会の拡充を促進します。	海老名市シルバー人材センターに対し、支 援を行います。
ひとり 暮らし 高齢者等の 在宅支援	ひとり暮らし高齢者に対して、緊急事態の 対応などを行うことにより、日常における 安全・安心した在宅生活を支援します。	配食サービス、緊急通報システム貸与、安全点検を提供します。
社会福祉 施設への 支援 【集中4】	介護基盤を整備することにより、施設サービスの充実を図るとともに、要介護者の支援を推進します。	介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム) 建設費及び認知症対応型グループホーム建 設費を助成します。
地域包括 支援センター の運営支援 【集中4】	住み慣れた地域で、安心してその人らしい 生活が継続できるよう、地域包括支援セン ターを設置し、運営事業等の支援を行いま す。	地域包括支援センターの効果的な配置や運営により、介護予防ケアマネジメント事業・総合相談事業・権利擁護事業・包括的継続的ケアマネジメント事業を行います。

(2) 介護保険の運営

▶ 高齢者の暮らしを支える社会保障制度として、住み慣れた地域や住まいで自立した生活を営めるよう、適正な介護保険給付を推進します。

事業名	目的	事業内容
介護保険 給付事業 の運営	要介護・要支援者へのサービス給付を行うとともに、介護保険事業の適正な運営を図ります。	介護給付として、居宅介護サービス費、居 宅介護住宅改修費、施設介護サービス費な どを支給します。

3 誰もがいきいきと暮らせるまちづくり

1 基本方針

子どもから高齢者、障がいのある方まで、誰もが活動しやすいまちづくりを目指します。

2 施策の展開

(1) 地域福祉の充実

- ▶ 市民が安心して暮らせるために、民生委員児童委員の社会福祉活動への支援等を行い、地域福祉の推進を図ります。
- ▶ 地域福祉の推進を図るため、地域福祉の主要な担い手である社会福祉協議会に対して支援を行います。

事業名	目的	事業内容
民生委員 児童委員 活動支援	民生委員児童委員協議会において、民生委員・児童委員への研修会等を開催して修養等を図り、地域福祉の増進に寄与することを目指します。	全体の研修会や経験年数の浅い委員に対し ての研修を実施します。
社会福祉 協議会事業 の充実	社会福祉協議会が行う事業を通じて、地域 福祉計画に基づいた、各地域における福祉 活動の充実を図ります。	社会福祉協議会が行う、地区社協の設置 や、ぬくもり号の運行などに対して支援を 行います。

(2) 障がい者福祉の充実

- ▶ 障がい者が、障害者自立支援法に基づく介護給付や訓練等給付などのサービスの給付を受けることによって日常生活における自立の促進を図ります。
- ▶ 相談支援、日常生活用具の給付、移動支援などの事業を実施することにより、障がいの有無に 関わらず、安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図ります。
- ▶ 障がい者福祉事業を充実させ、障がい者の福祉増進及び自立促進を図るとともに、地域生活を 支援します。

事業名	目的	事業内容
障がい者 自立支援 給付	障がい児・者に対して、必要な障がい福祉 サービスに係る給付等を行い、障がい者等 の自立と福祉の向上を図ります。	介護給付・訓練等給付・自立支援医療・補 装具交付を実施します。
地域生活 支援	障がい児・者が、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障がい者等の福祉の増進を図ります。	コミュニケーション支援事業、日常生活用 具給付等事業、移動支援事業などを実施し ます。
障がい者 医療費の 助成	障がい者に対する保健の向上と福祉の増進 を図ります。	医療保険対象医療費の自己負担分の助成を行います。

障がい者 デイサービス センター等の 運営	障がい者の日中活動の場の充実を通じ、地域福祉の推進と自立支援を図ります。	北部地域の障がい福祉サービスの拠点的施設となる「障害者支援センターあきば」において、短期入所等の障がい者支援を実施します。また、「わかば会館」や市内2カ所のデイサービスセンターと連携を強化し、障がい児の療育や障がい者の支援を行います。
障がい者の 在宅支援	障がい者の自立した在宅生活を支援しま す。	障がい者に対して、住宅改造、タクシー券の交付、通所交通費の助成による在宅支援を行います。



▲支援センターあきばイメージ図

(3) 生活困窮者の自立支援

▶ 日本国憲法第25条の「生存権」に基づき最低生活を保障するため、生活保護費を給付するとともに、就労、健康回復、その他自立のための支援を行います。

事業名	目的	事業内容
	憲法で保障する最低生活の維持の実現を図 ります。	給付額の決定に必要な調査を実施し、生活 保護費の適正な給付を行います。

4

健全な心と身体を築くスポーツの振興

1 基本方針

生涯にわたりスポーツ・レクリエーションに親しめるよう、生涯スポーツ施設の充実を図るとともに、スポーツ活動を推進します。

2 施策の展開

(1) スポーツ活動の推進

▶ スポーツ健康推進計画に基づき、スポーツの普及・推進を図るため、各種のスポーツ大会・教室等を行い、市民の生涯スポーツへの参加及び体力向上・健康増進を図るとともに、スポーツへの関心を高めます。

事業名	基名 目的 事業内容	
各種スポーツ 大会の開催	生涯スポーツの普及とともに、競技力向上 や選手同士の交流を図るため、子どもから 高齢者まで広く市民が参加できるスポー ツ・レクリエーション大会を開催し、健康 増進を図ります。	スポーツ・レクリエーションフェスティバル、市民ウォーク、健康マラソン大会、えびな玉入れ選手権大会など、子どもから高齢者まで参加できるイベントを開催します。
スポ [°] - ツ・ 健康増進 事業の推進 【集中4】	一人でも多くの市民が若い時期から自分に 適したスポーツを日常的に親しみ、自主的 に健康で豊かな生活を送ることで、明るく 健やかな地域社会の実現と生活習慣の改善 や健康寿命の延伸を図ります。	健康で豊かな生活を送ることができるよう、いつでも、どこでも、だれもが気軽にスポーツに親しみ、健康づくりができるような仕組みを構築します。

(2) スポーツ施設の充実

▶ スポーツ・レクリエーション活動の拠点として、相模川沿いの各スポーツ施設の連携と充実を図ります。市民が「いつでも、どこでも、だれでも」気軽にスポーツを楽しむことのできる施設提供や、生涯スポーツの普及啓発・競技スポーツの振興を図ります。

事業名	5業名 目 的 事業内容	
相模川 海老名 スポーツ施設の ネットワーク化 【集中6】	スポーツ・レクリエーション活動の拠点として、相模川沿いの各スポーツ施設の連携と充実を図り、各施設が持つ様々な機能を十分に発揮させ、市民が「いつでも、どこでも、だれでも」気軽にスポーツを楽しむことのできる施設提供や、生涯スポーツの普及啓発・競技スポーツの振興を図ります。	中野多目的広場、海老名運動公園、河原口高水敷、県立相模三川公園をさがみグリーンラインで結ぶことによりネットワーク化を図り、新たなイベントなどを創出します。
スポーツ 施設の充実	スポーツ・レクリエーション活動の拠点として、各施設が持つ様々な機能を十分に発揮させ、市民が「いつでも、どこでも、だれでも」気軽にスポーツを楽しむことのできる施設の充実を図ります。	公共施設再編(適正化)計画に基づき、現 状と課題を研究し、施設改修などにより環 境整備を図ります。



▲海老名名物"えびな玉入れ選手権大会"



活発な地域コミュニティの促進

1 基本方針

誰もが快適な生活を営めるよう、活発な地域交流と市民活動の支援を行い、地域コミュニティの促進を図ります。

2 施策の展開

(1) 地域交流の支援

- ▶ 地域住民の自治意識の高揚を図るため、市民参加の原点であり、地域活動の主体である自治会の 自主的活動を支援します。
- ▶ 市内59の自治会長で組織する海老名市自治会連絡協議会に市政連絡等事業について委託することにより、住民の費用負担軽減を図り、よりよい自治会運営を推進します。
- ▶ 登別市から寄贈されたポニーにより市民に癒しを与える、動物ふれあい事業の充実を図ります。

事業名	事業内容 事業内容	
地域づくりの促進	地域住民の自治意識の高揚と活性化を図 り、主体的な地域づくりを促進します。	自治会に対し交付金を交付し、住民の費用 負担を軽減します。
動物との ふれあい 事業	トライアングル姉妹都市である、登別市から寄贈されたポニー2頭を活用し、動物とのふれあいを通じて、市民に安らぎを与えます。	ポニーやミニ動物とのふれあい事業などを 行います。

(2) 市民活動への支援

- → 元気なまち "えびな"。その元気の源である、食や文化などの "魅力"、その魅力を生み出す市 民一人ひとりの "活力"、そして、市民の様々な活動を支える "地域力"。この3つの "力"を、 えびな市民まつりの開催を通じて発信し、ずっと住み続けたいまちえびなの実現に寄与します。
- ▶ 地域住民の連携の場、自主的な活動の場、生涯学習の場としてコミュニティセンター等の施設改修整備を行います。
- → 平成23年4月にトライアングル交流宣言を行ったことを受け、姉妹都市の宮城県白石市及び北海道登別市との三市での産業、観光、教育文化、福祉等の交流を深めます。
- ▶ 市民活動の推進及び市民の健康増進の拠点施設である、えびな市民活動センター「ビナレッジ」、「ビナスポ」の有効活用を図ります。

事業名	目的	事業内容
えびな 市民まつり	多くの市民、市内活動団体等を主体とし、 市民相互の交流を図るとともに、「海老 名」の魅力、活力を市内外に広く発信する ことにより、連帯意識と郷土意識の高揚を 図ります。	えびな市民まつりを開催します。
コミュニティセンター 等のリニューアル 【集中6】	コミュニティセンター等を地域住民の連携 の場、自主的な活動の場、生涯学習の場と して利用しやすい施設とします。	地域の要望を取り入れたリニューアル工事 に伴い、避難所・災害対策機能を持たせた 改修を行います。
都市間交流 の推進	トライアングル姉妹都市である宮城県白石市、北海道登別市や、災害協定都市との交流を図ります。	宮城県白石市・北海道登別市と文化、教育、スポーツ等各種交流を実施します。また、災害協定都市と「顔の見える交流」を検討・実施します。
えびな 市民活動 センターの 維持管理 及び運営	市民活動の推進及び市民の健康増進の拠点 施設として整備されたえびな市民活動センター「ビナレッジ」、「ビナスポ」の有効 活用を図ります。	えびな市民活動センター「ビナレッジ」、 「ビナスポ」の維持管理及び運営を指定管 理により行い、市民サービスの向上を図り ます。
市民活動 推進のため の環境整備 【集中6】	市民の自主的で公益性のある活動を推進するための環境を整備します。	自主的かつ公益性のある市民活動に対し、 支援を行います。また、市民が安心して自 主的かつ非営利な社会貢献活動に参加でき るよう、活動中の偶発的な事故に対する補 償制度を設けます。

Z 人々が尊重し合う社会の実現

1 基本方針

一人ひとりの人権が尊重される差別のない社会の実現を目指します。また、平和意識の啓発や国際交流を推進します。

2 施策の展開

(1) 人権啓発の推進

▶ すべての人々がお互いの人権を尊重し、共に暮らす明るい社会の実現を目指します。職場・学校・地域・家庭などのあらゆる分野において、市民と行政、事業者などが連携して人権擁護意識の普及・啓発を推進します。

事業名	目的	事業内容
人権意識 の啓発	市民の人権意識の高揚を図ります。	人権啓発講演会、街頭啓発、人権リーフ レットの作成、人権啓発活動団体への支援 等を行い、市民に対しての啓発活動を実施 します。

(2) 男女共同参画社会の推進

- ▶ 男女がその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、その個性と能力を十分に発揮することができる 社会形成の推進に努めます。
- → 女性の生活上の相談に応じ、助言指導・生活支援を実施します。また、暴力に悩んでいる女性からの相談を受けることで、DV被害から女性を救い、自立を促進します。

事業名	目的	事業内容
男女共同 参画の推進	男女がその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、その個性と能力を十分に発揮することができる社会形成の推進に努めます。	男女共同参画講演会の開催や情報紙の発行、街頭啓発活動等を実施します。
DV • 女性相談	DV被害から女性を救うとともに、女性の 生活上の諸問題を解決し、自立を促進しま す。	DV相談や女性相談を実施し、必要に応じた助言指導、生活支援を実施します。

(3) 平和・国際交流の推進

- ▶ 次代を担う子供達に平和の尊さに気づき理解してもらう、ポスター、パネルの展示等を実施するとともに、市民団体への支援を行うなど、様々な事業を通じて、平和な社会の構築に向け、市民平和運動を推進します。
- ▶ 全世界からの核兵器の廃絶と真の世界平和を強く希求するための啓発活動を推進します。また、 国際化の進展に合わせ、外国人が地域で暮らしやすい環境の整備を図ります。

事業名	目的	事業内容
平和行政 の推進	昭和60年12月17日に行った「平和都市宣言」の趣旨を踏まえ、平和の大切さや尊さを広く啓発するとともに、平和意識の高揚を図ります。	平和のつどい、原爆被災に関するパネル展 などの平和事業を実施します。
国際化政策 の推進	外国籍市民が地域で暮らしやすい環境の整備を図るとともに、国際理解の推進、啓発に努めます。	外国籍市民への行政情報サービスの的確な 提供と利便性の向上を図るとともに、国際 意識啓発事業、国際交流事業を実施しま す。



▲原爆被災に関するパネル展を開催

3

豊かな心を育む文化の薫るまちづくり

1 基本方針

誰もが学べる機会を提供し、豊かな心を育みます。また、文化財の保護と活用を図るとともに、芸術や文化にふれる機会を大切にし、歴史と文化の薫り高いまちづくりを推進します。

2 施策の展開

(1) 生涯学習の推進

▶ 学びの場・交流の場として講座を開催し、社会教育の充実を図ります。

事業名	目的	事業内容
えびな市民 活動センター ビナレッジを 活用した 講座の開催	えびな市民活動センタービナレッジで講座 等を実施し、市民活動や生涯学習を推進し ます。	各種カルチャー教室を開催します。また、 ホームページ等を活用しPRを行います。
事業名	目的	事業内容
市民講座 の開催 【集中6】	学びの場・交流の場として講座を開催し、 社会教育の充実を図ります。	様々な分野をテーマに取り入れて、テーマ ごとに連続した講座を開催します。

(2) 図書事業の充実

▶ 利用者サービスの一層の向上を目指して、様々な運営方法等の検討を行い、大規模改修を行います。

事業名	目的	事業内容
図書館の リニューアル 【集中6】	図書館をより利用しやすい施設とします。	利用者サービスの向上につながるよう図書館の運営方法を検討し、より利用しやすい施設の見直しを図り、有馬図書館の大規模改修を実施します。

(3) 文化芸術の振興

▶ 文化活動団体の活動の場の提供と市民への文化鑑賞会等の事業展開を行い、文化・芸術の振興を 図ります。

事業名		的	事業内容
芸術文化 の育成	豊かな心を育むため、 ります。	芸術文化の振興を図	「発表する場」に加え「体感する場」「学 べる場」を設けるため、市民文化祭、芸術 文化鑑賞会、小さな音楽会などの事業を開 催します。

(4) 文化財の保護と活用

▶ 文化財保護意識の普及啓発を行い、市民の間に郷土意識や郷土愛の醸成を図ります。また、海老名の歴史や文化を伝える史跡地を保護するとともに、史跡文化財のネットワーク化を図ります。

事業名	目的	事業内容
相模 国分寺跡 の整備活用	海老名市の史跡文化財ネットワークの核として整備・公開し、利活用を図ります。	史跡地の用地の買収を行い、その後、買収地の整地・芝張りなどの暫定整備を行います。また、史跡地で各種イベントを開催します。
相模国分 尼寺跡の 整備活用	史跡相模国分寺跡とともに、海老名の史跡 文化財の核として、整備・公開し、利活用 を図ります。	保存管理計画、環境整備工事基本設計など に基づく関連用地買収を促進するととも に、まとまった区域について環境整備工事 を実施し、尼寺の歴史的空間を創出しま す。
文化財の 活用	海老名の歴史遺産・文化財を活用すること により市民の郷土意識の醸成を図ります。	郷土資料館等で文化財・資料の展示や公開、文化財講座や体験講座を開催します。また、文化財案内板の整備更新を行い、史跡文化財のネットワーク化を図ります。
文化財の 保護	海老名の歴史遺産を保護し、後世へ引き継ぎます。	有形文化財や大谷歌舞伎などの無形文化財の保護育成を図ります。登録有形文化財への登録を推進するとともに、埋蔵文化財や古文書の調査、保存を行います。また、相模国分寺跡などの史跡地の維持管理を行います。

7 子どもを安心して育てる環境づくり

1 基本方針

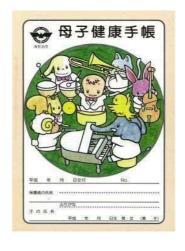
安心して子どもを生み育てることができる環境、子どもが健やかに成長できる環境の整備に向け、支援します。

2 施策の展開

(1) 母子保健の推進

- ▶ 母子の健康の保持・増進のため、母子健康手帳の交付から妊産婦・新生児訪問指導と継続的な支援を行い、安心して子育てが出来る環境を整えます。
- ▶ 母子保健法に基づき、妊産婦及び乳幼児を対象に健康診査を実施します。安心して妊娠・出産ができるよう、妊娠中の母体の健康管理の維持のために妊婦健康診査を実施します。

事業名	目的	事業内容
母子の 保健充実	妊産婦及び乳幼児の健康の保持·増進及び、知識の普及啓発に努めます。	母子健康手帳交付時に面接を行い、育児や 子育てに関する助言等を行います。 新生児や乳幼児の家庭訪問を行います。
母子健康 診査の推進	育児不安の解消を図ることにより母子の健 全な発達を支援します。また、心身の障が いの早期発見及び虐待の発見に努めます。	妊婦健康診査費用の補助や各種乳幼児健康 診査を行います。



第3章 次世代を担う子どものためのフィールド

(2) 保育環境の充実

- ▶ 民間保育所が園舎の増築、改修工事を行う際に支援を行います。
- ▶ 保護者の就労や病気などの様々な事情により家庭で保育ができない児童を保護者に代わり保育し、児童の健全な育成と児童福祉の向上を図ります。また、市内の民間保育所や市外の保育所に入所委託を行い、その保育に要する入所等の経費を負担します。
- ▶ 保育園における安全安心な保育を維持するとともに、充実した保育サービスを提供します。

事業名	目的	事業内容
民間保育所 施設整備費 の助成 【集中5】	民間認可保育所における施設整備の促進を 図ります。	民間の認可保育所*の設置、増築、改修工事に係る費用を助成します。
民間保育所 運営費の 支援	民間認可保育所及び基準を満たした認可外 保育施設における保育事業の運営と経営基 盤の安定を図ります。	民間認可保育所等に対して、国や県の基準に基づき対象となる事業を行っている場合に補助を行います。また、市内保育所へのさらなる支援を行うため、市単独補助を実施します。
安全安心子どもパール事業	市内認可保育園及び私立幼稚園の児童の安全を守ります。	認可保育園・私立幼稚園の巡回監視を行う とともに、防犯や防災訓練、交通安全に関 する講話・指導を行います。

(3) 子育て支援の充実

- → 子どもの健全な育成と、健康の増進を図ることを目的に、乳児から中学3年生までの入院・通院に係る医療費の助成を行います。
- ▶ 次代の社会を担う児童の健やかな成長を図るため、中学3年生までの児童を養育している世帯に対して、児童手当を支給します。
- ▶ 「食の創造館」の設備を活用し、温かい給食を市内の私立幼稚園に提供していくことにより、園児の食育の向上を図ります。
- ▶ 子育て支援センターで各種相談・助言指導やすくすくサロン等のサービスを提供し、子育てを支援します。また、ファミリーサポート事業や病後児保育を実施します。

事業名	目的	事業内容
子ども 医療費の 助成 【集中5】	子どもの健全な育成支援を行い、健康の増 進を図るとともに、子育て世帯の経済的負 担の軽減に努めます。	乳児(O歳児)から中学3年生までの入院・ 通院に対して医療費を助成します。
児童手当 の支給	養育者へ手当を支給し、次代の社会を担う 児童・生徒の健やかな成長を支援します。	中学校修了までの子どもの養育者に対し、 児童手当を支給します。
私立幼稚 園児への 給食の提供	幼稚園児への食育の向上を図ります。	食の創造館で調理した給食を市内私立幼稚 園に提供します。
子育て 支援センター の運営	子ども達が自由に遊ぶことができる場と親同士が気軽に交流ができる場を提供するとともに、関係機関と協力して子育てを支援します。	各種相談・サロン及びファミリーサポート 事業や病後児保育などを実施します。

第3章 次世代を担う子どものためのフィールド

(4) ひとり親家庭等の支援

- ひとり親家庭等の生活の安定と自立を支援し、福祉の増進を図ることを目的に、入院・通院に係る医療費の自己負担分を助成します。
- ▶ 父母の離婚、父または母の死亡などにより、父または母と生計を同じくしていない児童について、 手当を支給します。

事業名	目的	事業内容
ひとり親 家庭等 医療費の 助成	ひとり親家庭における、健康の保持と福祉 の増進を図るため、医療費負担軽減に努め ます。	母子家庭・父子家庭・養育者家庭等に対し て、医療費の助成を行います。
児童扶養 手当の支給	ひとり親世帯等の自立を支援するとともに 生活の安定を図ります。	18歳未満の児童を養育する、ひとり親家庭の養育者に児童扶養手当を支給します。

2 元気な「えびなっ子」を育むまちづくり

1 基本方針

未来を担う元気な「えびなっ子」を育成するため、地域ぐるみで青少年の健全育成に取り組みます。また、放課後や休日等における児童の居場所づくりのため、各種事業の充実を図ります。

2 施策の展開

(1) 青少年の健全育成

▶ 学校をはじめ、児童・生徒や保護者への支援を行います。非行の防止について、啓発や街頭補導活動等を行い、青少年の非行防止・健全育成を図ります。

事業名	目的	事業内容
教育支援 体制の充実	相談機能を充実させるとともに、児童・生徒及び保護者に対して、適切な支援が行える体制の充実を図るとともに、子どもたちが安心して通える学校づくりを行うため、学校や保護者、関係機関との連携を図ります。また、青少年の非行防止・健全育成を図ります。	臨床心理士などの心理の専門家を相談員として配置し、電話相談・来所相談・心理判定など行い、相談体制の充実を図ります。また、社会福祉に関する専門的な知識を有する家庭訪問相談員を学校等に派遣し、児童・生徒及び保護者や学校等への支援を行います。 青少年に声をかける等の街頭補導活動、非行防止啓発キャンペーン等の非行防止啓発活動、環境浄化活動を行います。
青少年指導 嘱託員活動 の充実	青少年指導嘱託員としての技能の向上と併せて、地域社会における青少年の社会生活を健全に育成指導します。	あいさつ運動、オアシス看板設置、ナイトウォーク事業などを行います。また、指導員の資質向上を図るため研修等を実施します。
1-スサポ-ト 事業	若者が抱える悩みに対応し、自立した社会 生活を送れるよう支援体制を強化します。	教育経験者が相談員として、若者からの相談に対応します。また、相談員に対するスーパーバイザーとして臨床心理士を雇用し、相談員の知識や技術の習得、向上に努めます。

(2) 子どもの居場所づくり

- ▶ 学校施設を適宜開放し、児童・生徒に様々な体験活動や学びの場を提供するえびなっ子スクールを実施します。
- ▶ 市内13小学校を会場に、児童の放課後の健全育成を図るため海老名あそびっ子クラブを開催し、子どもの遊びの場を提供します。また、学童保育クラブ等に対して支援を行います。
- ▶ 学校応援団の運営・内容の充実を図るとともに取組等を発展させ、より良い学校支援体制を構築します。

事業名	目的	事業内容
子ども・ 学校支援 体制の構築 【集中5】	"地域の子どもは地域で守る、育てる、支援する"体制を構築します。	関連団体等と地域の方々により、学校応援 団をつくり、子ども達に放課後の安全な居 場所・あそび場の提供等、年間を通して社 会教育活動の場を提供します。
学童保育 支援事業	学童保育事業者に対して適正な運営が行え るよう支援するとともに保護者の負担軽減 を図ります。	学童保育運営費に対する補助を行います。 また、就学援助世帯に対し保育料を補助し ます。

3 ひびきあう教育の実現

1 基本方針

子どもと大人、子どもと教師、また学校・家庭・地域社会が連携することにより、子どもたちの生きる力を育むよう、ひびきあう教育を実現します。

2 施策の展開

(1) ひびきあう教育の推進

▶ 本市の教育理念ひびきあう教育の実現に向け、基本的生活習慣等の定着等を柱とした取組みを推進します。学校・家庭・地域社会がそれぞれの役割を果たし、海老名の子どもたちの今と将来のしあわせのために必要となる能力を身につけるための取組を推進します。

事業名	目的	事業内容
ひびきあう 教育の 実践・研究 【集中5】	ひびきあう教育の具体的方策である「えびなっ子しあわせプラン」を2期として継続し、各種委員会・研究会の中で、「授業改善」「社会に開かれた教育課程」「みんなの学校」の取組を推進します。	海老名の子どもたちの今と将来のしあわせのために必要となる能力を身につけるための「授業改善」に取り組みます。また、「小中一貫教育」「海老名型コミュニティスクール」のさらなる充実を図るとともに、「社会に開かれた教育課程」の編成に向けて研究を行います。さらに、学校施設は地域の公共施設、教育は一生涯の教育と考え「みんなの学校」という視点から今後の学校のあるべき姿を研究します。
学校安全 の確保	登下校及び学校生活における児童・生徒の 安全確保の充実を図るとともに、保護者へ の安全意識の啓発を図ります。	通学路安全対策委員会の開催や小学校への 安全監視員配置、通学路安全パトロール等 の事業に取り組みます。
社会教育 の推進	学校の教育課程として行われる教育活動以外の社会における教育を組織的に行うことで、学校、家庭とともに総合的な教育を推進します。	幼稚園、小・中学校の保護者を対象に家庭 教育学級、PTAの研修、家庭と地域の教育を考えるつどい等を開催します。

(2) 教育環境の充実

- ≥ 35人学級の実施及び少人数指導※の充実を図り、きめ細かな指導体制を確保します。
- ▶ 教育の情報化を推進するため、ICT(情報通信)機器などを学校に配備し、質の高い教育を支える環境を整備します。
- ▶ 英語を母語とする英語指導講師を市内各小・中学校に派遣することで、国際化時代における英語教育の充実と英語担当教員の資質向上、国際理解の振興を図ります。
- ▶ 部活動の充実を図るとともに、地域との交流を推進します。

事業名	目的	事業内容
効果的な 教職員 配置の推進	35人学級の実施及び少人数指導体制*の 充実を図り、きめ細かな指導体制を確保し ます。	35人学級や少人数指導を実施するため、市費により非常勤講師を配置し充実を図ります。
コンピ [°] 1-9 利用教育 の充実	高度情報化社会の中で生きる子どもたちに コンピュータを活用した教育を行い、情報 活用能力等のさらなる向上を図ります。	導入機器の管理・更新及び周辺機器の整備を行います。 ICTを活用した授業を推進するための環境整備を行います。
外国語 教育の 推進	小学校における外国語活動及び中学校における教科(英語)指導の充実や、教員の資質・能力の向上を図ります。	外国人指導講師の配置及び中学校英語デジタル教科書*の導入により、授業の一層の充実に取り組みます。
部活動の 充実	生徒の心身の発達に重要な役割を担う、部活動の充実を図ります。また、地域との交流を図り、地域活動の活性化に貢献します。	専門的な知識や技能を持つ指導者を派遣することにより、技術の向上や活動の活性化を図ります。また、部活動と地域の交流を支援します。
野外教育 活動の推進	学校の教育課程で実施する野外教育活動を 推進するとともに、保護者の負担軽減を図 ります。	野外教育活動では各学校の活動目的に応じて、施設選択ができます。野外教育活動費を公費負担し、保護者の負担軽減を図ります。

(3) 学校施設の充実

- ▶ 校庭面積の違いや、宅地開発による人口動態の変化など、現在の学校配置では解決できない問題に対処するとともに、学校の適正配置について検討し、教育環境の充実に努めます。
- ▶ 学校施設の老朽化等に伴い、校舎・体育館などの各種設備及び施設の改修等を行います。
- ▶ 児童・生徒が安心して学校生活が送れる環境を整えるとともに、避難所予定施設として、防災機能の強化を図ります。

事業名	目的	事業内容
学校施設 の再整備 【集中5】	建物の約8割が、建築後30年以上を経過し、老朽化が進んでいるため、施設の現状分析や児童・生徒数の推移を見極めながら、学校施設再整備計画を策定します。	老朽化している学校施設の長寿命化や児童・生徒数の推移、他の公共施設の機能を踏まえた施設の効率化の検討を行います。また、学校を地域コミュニティの核とすべく、地域に愛される学校としてのあり方の検討を行います。
小中学校 施設の整備	建設後または改修後一定期間を経た校舎・ 体育館等の施設・設備について、適正な時 期に改修工事を行い、学習環境の整備・改 善を図ります。	学校施設再整備計画(短期計画)に基づ き、整備を行います。
きれいで居 心地のよい 学校づくり 【集中5】	児童・生徒が安心して学校生活を送れるよう学校施設の環境整備を行います。	学校施設・設備の改修を行います。また、 避難所予定施設として防災機能の強化を図 ります。

(4) 教育支援体制の充実

- ▶ 市内の小中学校に在籍する特別な教育的支援が必要な児童・生徒に対して、学校生活への円滑な 適応を図ります。支援を必要とする児童・生徒の日常生活の介助(移動、衣服の着脱、食事、排 泄等の介助)や学習活動の個別支援、指導を行います。
- ▶ 学校に心理の専門家やスクールソーシャルワーカー*等を派遣することで、学校教育相談体制の充実を図ります。
- ▶ 経済的理由により就学困難な児童・生徒の保護者及び青少年に対し支援を行います。

事業名	目的	事業内容
特別支援 教育 _* の 充実	特別な支援を必要とする児童・生徒が、安心して充実した学校生活が送れるよう、支援体制の整備・充実を図ります。	特別な教育的支援を要する児童・生徒に対して、補助指導員、介助員、看護介助員、日本語指導員の派遣を行います。また、よりよい教育環境の実現に向け、備品等の整備・充実を図ります。
学校相談員 等の派遣	学校に心理の専門家等を派遣することで、 学校教育相談体制の充実を図ります。	小学校にスクールカウンセラー*、中学校に心の教室相談員を派遣します。また、学校からの要請を受け、別室登校支援員を小学校に派遣します。
奨学金の 給付	経済的な理由で修学が困難な青少年に対し、支援します。	適正な選考の下、奨学金を給付します。
スクールライフ サポート 制度の充実	経済的理由によって就学することが困難と 認められる児童・生徒及び就学予定者の保 護者等に対し、経済的援助を行い、義務教 育の円滑な実施を図ります。	経済的理由によって就学することが困難と 認められる児童・生徒及び就学予定者の保 護者等への負担軽減策のため、学用品費・ 修学旅行費・給食費等、就学に必要な援助 費を交付します。

教育支援 教室の充実	不登校児童・生徒に発達段階に応じた教育 支援を行い、学校への復帰を支援します。	専任教員や指導員が通室生への教科指導や 集団生活の適応指導等を行います。また、 指導力向上のための、事例研修や進路見学 会に参加します。
特別支援 教育※の 就学奨励	特別支援学級及び通常の学級に在籍する障がいのある児童・生徒の保護者負担の軽減を図ります。	特別支援教育就学奨励費補助金を国の基準により認定し、給付します。



▲プロジェクタを使った授業風景

1 住みたい住み続けたいまちの実現

1 基本方針

住みたい住み続けたいまち海老名の実現に向け、快適な住環境を形成するとともに、住宅政策を推進します。また、公共交通不便地域対策としてコミュニティバスを運行します。

2 施策の展開

(1) 住み良いまちづくりの推進

- ▶ 人々がふれあい、健康でうるおいとやすらぎのある住みよいまちを目指すとともに、各産業がバランスよく発展し魅力と活力のある、誰もがいきいきと働けるまちづくりを推進します。
- ▶ 持続可能な都市経営に向け、居住と都市機能を集約したコンパクトシティの形成と公共交通によるネットワークの確保・維持を目指します。

事業名	目的	事業内容
都市計画 制度等の 活用による まちづくり の推進	都市計画法及び都市再生特別措置法の制度 活用等により、計画的で秩序あるまちづく りを促進します。	都市マスタープランと各種事業との整合性、用途地域や都市計画道路※等の都市計画の見直し、地区計画の導入、各種計画の見直しや策定の検討、開発指導事務などを通して、計画的で秩序あるまちづくりを促進します。
コソハ [°] クトシティ の形成	居住や都市機能を集約した地域を形成するコンパクトシティのまちづくりを推進します。また、市内各地域を結ぶ公共交通によるネットワークを確保・維持し「コンパクトシティ+ネットワーク」を基本としたまちづくりを目指します。	「コンパクトシティ+ネットワーク」の実現に向けて、立地適正化計画を策定します。福祉や医療等の様々な市の施策と連携し、誰もが快適に暮らせる住環境の形成を目指します。

(2) 快適な住環境の整備

- ▶ 美しい都市景観の形成を図るため、景観推進計画、景観条例に基づき、景観施策を推進します。
- まちの美化を推進するため、一斉美化清掃活動や地域の清掃美化活動に対する支援、美化意識の 啓発事業を推進します。
- ▶ 空き地空き家による雑草の繁茂やゴミの散乱、健康への被害、火災の恐れなど、付近住民の安全や生活環境への悪影響を排除する取り組みを進めます。
- ▶ 公共の場所に自転車等が放置されることを防止することにより、快適で安全な都市空間と生活環境の維持を図ります。また、放置自転車等防止巡回員を配置することで、放置自転車対策を推進します。

事業名	目的	事業内容
美しい景観 の形成	海老名の良好な景観資源を守り育て、美し い都市景観の形成を図ります。	景観計画・景観条例に基づく開発行為等に かかる届出制度や景観審議会の開催等の景 観施策を行います。
まちの美化の推進	市と市民が美化推進を協働して行うことにより、清潔な市内環境の保持及び美化意識の高揚を図ります。	美化推進重点地区における啓発指導や美化 清掃、地域美化清掃活動への支援を行うと ともに、美化意識の啓発事業にも取り組み ます。
空き地・ 空き家の 適正管理 【集中1】	空き地空き家による雑草の繁茂やゴミの散乱、健康への被害、火災の恐れなど付近住民の生活環境への悪影響を排除する取り組みを進めます。	空き地空き家に関する関係法令を基に、関係部局との連携に加え、民間団体等との協力体制を構築し、空き地空き家の所有者等に適正管理のための助言指導等を行います。

(3) 住宅政策の推進

- ▶ 住みよいまちづくりを目指し、市民の居住環境の向上や定住を促進するための新たな施策の創設に向けた検討を行います。また、マンションの適正な維持管理に対する啓発や良好な居住環境の確保を図ります。
- ▶ 市営住宅の安定供給を図り、住宅に困窮する低所得者の居住の安定と居住水準の向上を図ります。

事業名	目的	事業内容
住環境 の充実	ゆとりある住みよいまちづくりを目指し、 市民の住環境の向上や定住促進を図りま す。	市民が行う住宅機能維持・向上と良好な居住環境の確保を図るための対象リフォーム工事に対し助成金を交付します。また、定住促進につながる新たな住宅政策の検討やマンション管理のための相談会を実施します。

(4) 総合交通対策の推進

- ▶ 公共交通の充実と利便性向上を図るため、鉄道事業者及びバス事業者に対し、要望を行います。
- 公共交通不便地域の解消と交通弱者等の外出支援策としてコミュニティバスを運行します。

事業名	目的	事業内容
コミュニティバ 入 の運行	既存の鉄道やバスが利用しづらい地域にお ける公共交通の充実と利便性向上を図りま す。	コミュニティバスの運行を行います。また、利用状況及び費用対効果等を検証し、 必要に応じて運行ルート等の見直しを行い ます。

注:高齢者や障がい者等の外出支援策としては、社会福祉協議会において「公共施設等巡回車両ぬくもり号運行事業」が実施されています。詳細は、第1章-3-(1)地域福祉の充実-「社会福祉協議会事業の充実」を参照ください。



▲東名高速道路海老名サービスエリアに到着した"コミュニティバス"

2 にぎわいと活力のある元気なまちづくり

1 基本方針

海老名駅東西一体のまちづくりや新市街地整備等を進めることで、にぎわいと活力ある元気なまちづくりを実現します。

2 施策の展開

(1) 海老名駅東西一体のまちづくり

- ▶ 海老名駅周辺における道路交通問題への対応と、歩道幅員の確保及びバリアフリー化により、 拠点市街地としての快適な都市空間の創造を図ります。
- ▶ 中心市街地周辺地区における拠点市街地の形成を促進します。
- ▶ 利用者の安全性・利便性の向上を促進します。また、地域のニーズに沿った生活支援施設の整備を支援することで、駅機能の高度化を図ります。
- ▶ 指定管理者による一括した維持管理を行うことで、海老名駅自由通路利用者に安全かつ良好な歩行空間を提供します。

事業名	目的	事業内容
海老名市 中心市街地 周辺地区の 方針・構想 ・計画の 策定 【集中3】	中心市街地周辺地区における拠点市街地の 形成を促進します。	中心市街地周辺地区のまちづくりの発展に伴う方針・構想・計画を策定するため、必要に応じて地権者、開発事業者、関係機関と協議します。
海老名駅 自由通路 の維持管理	指定管理者による一括した維持管理を行うことで、海老名駅自由通路の適正な維持管理を行い、利用者に安全かつ良好な歩行空間を提供します。	自由通路施設の清掃業務、施設の保守点検 を行います。

海老名駅 周辺整備 の推進 【集中3】	海老名駅周辺における道路交通問題への対応と、歩道幅員の確保及びバリアフリー化により、拠点市街地としての快適な都市空間の創造を図ります。	新設道路の整備により基盤整備を図るとともに、歩道のバリアフリー化については、市民との協働作業により、地区内市道の整備方針を定め、歩道の整備、再整備を行います。
電線共同溝 の整備	電線類の地中化により、市街地の無電柱化 を図り、歩行者等の交通安全対策及び拠点 市街地として相応しい快適な都市空間の創 造を図ります。	電力・通信事業者との調整により、整備対象路線の電線共同溝整備道路の指定を受け、整備計画を作成して整備を行います。



▲快適な海老名駅自由通路

(2) 市街地整備の推進

- ▶ 海老名運動公園周辺地区の工業系の市街地整備を推進するため、土地区画整理組合による土地区画整理事業※を支援します。
- ▶ 厚木駅周辺は、駅前広場の整備、県道43号等の交通渋滞の緩和、商業の活性化等の課題を改善し、良好な住環境の形成を実現するため、市街地再開発事業等の手法を導入し、都市拠点としてふさわしいまちづくりの実現を目指します。

事業名	目的	事業内容
工業系新 市街地の 整備促進 【集中3】	製造業・流通業を中心とした工業系の新市街地形成に向け、既成市街地と調和のとれた良好な環境の形成を図ります。	運動公園周辺地区における土地区画整理事業を支援します。
市街地 の再開発 【集中3】	市街地再開発事業等の手法を導入し、既成市街地の良好な住環境の形成を図ります。	厚木駅南地区における都市基盤や交通結節機能の再整備及び商業の活性化や良好な住環境の整備を目指し、関係地権者等と調整・協議を行い、市街地再開発事業を促進します。
駅前施設 整備の推進 【集中3】	地域拠点である市内各駅前における歩行者 の利便性向上、安全性確保、交通渋滞緩和 及び賑わい創出等を図ります。	既存資料の活用、調査の結果や周辺の環境 変化を的確に見極め、必要に応じて検討し ます。



▲海老名ジャンクション周辺

3 都市活動を支える基盤整備

1 基本方針

誇りと愛着を持てるまちづくりを目指し、道路・下水道・公園・緑地等の都市基盤整備*の推進を図ります。

2 施策の展開

(1) 道路整備の推進

- ▶ さがみ縦貫道路海老名 I C開通により増加した通過交通が、生活道路に流入することを防ぐため、交通軸となる道路を整備します。
- ▶ 地域間相互の連絡を強化し、交通渋滞の解消を図るため、幹線・準幹線道路の整備を推進します。
- ▶ 各地域の公共施設や福祉・医療施設等への安全な歩行動線を確保するため、歩道を設け歩車道を分離することにより、人にやさしいまちづくりに向けた道路の整備を行います。
- ▶ 歩道が狭い踏切の安全向上を図るため、踏切の構造改良を行います。

事業名	目的	事業内容
さがみ 縦貫道路 関連道路 の整備	さがみ縦貫道路を起因とした道路交通及び相模川沿いに集中し生活道路に流入している通過交通に対処することで、住環境の改善・維持を図ります。	さがみ縦貫道路事業等により整備される機能回復道路とつながる市道整備と、生活道路に流入している道路交通を迂回させるための新設市道を整備します。
幹線・ 準幹線道路 の整備 【集中2】	安全と快適な生活環境の向上のため、市内 幹線道路網を計画的に整備し、都市基盤整 備*を図ります。	幹線・準幹線道路の整備を行います。
橋梁の整備	計画的な橋梁整備により、河川による分断で支障をきたしている道路交通や生活環境の改善を図ります。	道路整備計画や河川改修事業に併せ、既存 橋梁の架替えや新設の橋梁架設を行いま す。

歩道の整備	歩行者の通行量が多く、安全な歩行導線の 確保を要する市道において、歩車道の分離 を図ることで、歩行者の安全性を高め、快 適な道路空間を確保します。	市内各拠点市街地や公共施設周辺など、歩行者の通行量が多く、安全な歩行動線の確保を要する市道について、道路拡幅などにより歩道の設置を行います。
鉄道関連 整備	踏切事故の防止、道路交通の円滑化を図る ため、鉄道と市道の交差部における安全性 の向上を図ります。	自動車及び歩行者の通行状況を考慮し、踏切改良等が必要な鉄道と市道の交差部について、踏切道の拡幅や歩道整備、構造改良など鉄道事業者と協議を進め事業化します。

(2) 道路等の適正な維持管理

- ▶ 道路及び道路施設の安全確保と快適な環境を保全します。
- ▶ 交通の安全性の向上を図るため、路面や排水施設等の維持管理を行います。

事業名	目的	事業内容
道路の適正 な維持管理	道路及び道路施設の安全確保と快適な環境 を保全するため、適切な維持管理を行いま す。	補修工事、清掃、道路照明灯等の維持管理を行います。
道路の修繕	交通の安全性の向上を図ります。	道路の路面や排水施設等の改修を行いま す。



▲住宅地内を縦断する市道

(3) 国県道路事業の促進

- ▶ さがみ縦貫道路については、平成22年2月に開通した海老名インターチェンジの利便性を高め、 道路混雑の緩和による地域の産業・経済の活性化に寄与するとともに、災害発生時の高速道路 ネットワーク機能を確保するため、海老名インターチェンジ以北及び海老名ジャンクション以 南について、整備を促進します。
- ▶ 広域的幹線道路である県道の整備及び安全対策を促進するため、拡幅整備や混雑交差点改良等を神奈川県に要望します。
- 道路混雑の緩和による住環境の向上、地域の産業・経済の活性化に寄与するとともに、災害発生時の高速道路ネットワーク機能を確保するため、新東名高速道路の整備を促進します。

事業名	目的	事業内容
さがみ 縦貫道路 の整備促進	さがみ縦貫道路の整備促進により、道路混雑の緩和による住環境の向上、地域の産業・経済の活性化に寄与するとともに、災害発生時の高速道路ネットワーク機能を確保します。	首都圏の高速道路ネットワーク機能を確保するため、首都圏中央連絡道路の全線開通に向け、神奈川県、期成同盟会及び民間団体を通じ、早期完成を事業者へ要望を継続して実施します。
社家岡田線 整備の促進	社家岡田線の整備促進により、相模川渡河 断面の不足を要因とした交通渋滞の解消を 図ります。	事業主体の神奈川県に対して整備促進を要望するとともに、段階的な整備供用も視野に入れ、課題の解決を図ります。
新東名 高速道路 の整備促進	新東名高速道路の整備促進により、道路混雑の緩和による住環境の向上、地域の産業・経済の活性化に寄与するとともに、災害発生時の高速道路ネットワーク機能を確保します。	早期完成の要望を行います。
県道の 整備促進	県道の整備促進及び安全対策の促進を図り ます。	神奈川県へ早期整備、拡幅整備及び安全対策・環境整備への早期対応について要望します。 河原口中新田線及び下今泉門沢橋線の早期整備の要望を行い、交通渋滞の解消を図ります。 広域的幹線道路である県道の拡幅整備や混雑交差点改良、安全対策等を神奈川県に要望し、県道周辺地域における混雑緩和と安全性の向上を図ります。

(4) 公園・緑地整備の推進

▶ 多くの世代の人に親しまれる憩いの場・自然とのふれあいの場として、都市公園等の長寿命化を進めるとともに、防災機能を強化します。

事業名	目的	事業内容
都市公園*	憩いの場・自然とのふれあいの場として、	予防保全的な維持管理へ移行することによ
等の整備	より多くの世代の人に、親しまれる公園を	り長寿命化を図るとともに、高齢化や防災
【集中2】	目指します。	対応に考慮します。

(5) 下水道対策の推進

- ▶ 台風等の豪雨時に対応するため、浸水被害を防止・低減させる公共下水道(雨水)等、雨水排水施設の整備を進めます。
- 衛生環境の向上や公共用水域の水質保全を図るため、公共下水道(汚水)管渠施設の整備を進めます。
- ▶ 公共下水道施設の適切な維持管理により延命化を図るとともに、耐震化対策を推進します。

事業名	目的	事業内容
公共下水道 の整備 (雨水)	計画的に雨水幹線や排水路の整備を実施し、浸水被害の防止及び生活環境の向上を図ります。	雨水排水施設の整備を行います。 また、雨水調整池の活用について検討しま す。
公共下水道 の整備 (汚水) 【集中1】	市民の文化的生活の確保と公共用水域の水 質保全を目的に、公共下水道(汚水)の整 備を行います。	公共下水道汚水管渠整備工事・私道内管渠整備工事・公共下水道汚水桝設置工事・測量設計委託等を行います。
公共下水道 管路施設の 維持管理 (汚水)	定期的なメンテナンスを行うことにより、 公共下水道施設の延命化と事故防止を図り ます。	汚水管の劣化等の状況調査及び補修工事を 行います。 また、総合地震対策計画等に基づき、汚水 管の耐震化工事を実施します。



市民生活を守る安全安心なまちづくり

1 基本方針

市民生活を守り、市民が安心して暮らせるまちづくりを推進するため、交通安全・防犯対策の推進を図ります。

2 施策の展開

(1) 交通安全の推進

- ▶ 市民一人ひとりの交通安全意識の高揚を図り、交通事故のない「安全で安心して暮らせるまち えびな」を目指します。
- ▶ 交通事故多発箇所や危険性のある道路等には、道路反射鏡、路面表示、カラー舗装、区画線などの道路交通安全施設を設置します。

事業名	目的	事業内容
交通安全 運動の推進	市民一人ひとりの交通安全意識の高揚、交通ルールや交通マナーの向上を図ります。また、地域や関係機関と連携し、交通事故の防止に努めます。	警察署及び交通安全推進団体と連携し、各季交通安全運動のPR及び年間を通して交通安全施策を推進します。
交通安全 施設の 設置管理	交通事故多発箇所や危険性のある道路等に おける交通の安全と円滑化・交通事故の防 止を図ります。	道路反射鏡、路面表示、カラー舗装、区画線などの道路交通安全施設を設置します。

(2) 防犯対策の推進

- ▶ 市内における犯罪発生件数を減少させるため、「安全安心ステーション」を地域の防犯拠点施設とし、安全安心指導員による市内全域の「えびな防犯パトロール」を365日実施します。
- → 安全で住み良い地域社会の実現のため、関係機関と連携し、市民一人ひとりの自主防犯意識の高揚を図り、市民が安心して暮らせる住みやすいまちづくりを目指します。

事業名	目的	事業内容
防犯対策 の推進 【集中1】	「市内に犯罪を持ち込ませない」「犯罪を 逃がさない」「犯罪を許さない」をコンセ プトに関係機関と連携し、地域自主防犯組 織の強化支援、防犯意識の向上を図りま す。	地域自主防犯組織と関係団体の連携強化及び支援を行います。防犯灯の維持管理、防犯力メラの適正な配置及び維持管理に努めます。つきまとい勧誘行為等防止指導員の配置や安全安心指導員による防犯パトロールを実施(365日)します。
消費生活 相談	悪質商法や多重債務など、多様化・複雑化する消費者被害からの救済や自立を支援し、消費者の安全と安心の確保を図ります。	消費生活に係る各種講座、情報収集の場を 提供するとともに、専門相談員が消費生活 に関する相談や苦情の受付、指導、処理を 行います。



▲さがみ野安全安心ステーション

5 災害に強いまちづくり

1 基本方針

万一に災害などが起こった場合にも即座に対応し、被害を最小限に食い止められるよう、危機管理・防災対策・災害対策を強化します。

2 施策の展開

(1) 危機管理の強化

▶ 危機事態に迅速・的確に対処できる体制を整え、市民の生命、身体及び財産を守ります。

事業名	目的	事業内容
危機管理 体制の整備 及び充実 ・強化	市民等の生命、身体、財産に及ぼす被害、 損害、影響等を未然に防止するとともに、 最小限にとどめるため、危機管理体制の整 備及び充実・強化を図ります。	社会情勢の変化等を観察し、危機事象の調査研究を行い、危機管理基本方針*、地域防災計画*、国民保護計画*及び危機管理計画*について、研修・訓練等を通じて検証を行います。

(2) 防災対策の強化

- ▶ 防災講演会を開催し、防災意識の高揚を図るとともに、災害時の行動や平常時の心構え、洪水・ 内水・土砂災害に対する意識の啓発に努めます。また、必要に応じて地域防災計画*の見直しを行 います。
- ▶ 災害時協力制度により、災害時に市と市民・事業者の協働による迅速な被災者支援活動を行います。
- ▶ 木造住宅耐震改修工事費の補助や防災ベッドの設置費の補助等を行うことで、地震災害に対する 意識向上と減災対策を促進します。
- ▶ 住環境の保全を図るため相模川水系河川環境管理基本計画に基づき、河川整備・環境整備の促進を要望し河川改修による地域の安全を確保します。
- 永池川は、浸水の発生が多く、周辺農地への影響も大きいため、河川管理者へ地域の環境に十分に配慮した早期改修を要望し河川改修による地域の安全を確保します。
- ▶ 避難所予定施設に指定した小・中学校の非常用発電設備を更新するとともに、その他避難所予定施設等の非常用発電設備の維持管理や災害時の電源の確保を行います。また、一次避難場所や広域避難場所に安全かつ迅速な避難誘導ができるように標識を設置します。

事業名	目 的	事業内容
災害時 協力体制 の構築 【集中1】	災害時に市民や事業者等が市と協働し、迅 速な災害応急対策活動を行う体制を構築し ます。	農地所有者並びに軽貨物自動車及び小型トラックを所有する個人又は事業所等の登録を行います。防災協力農地には標識を設置し、災害時協力車両には登録標章を交付します。また、地域住民が生活用水を使用できるよう災害時協力井戸登録制度の調査研究を行います。
住宅耐震化 の促進	地震災害に対する意識向上と減災対策を促 進します。	昭和56年以前の旧耐震基準の住宅を対象 として、耐震診断や耐震改修工事などへの 助成を行います。
河川の 改修	市内一級河川である相模川、永池川、目久 尻川、鳩川のうち、相模川及び永池川を河 川改修要望の重点河川として位置づけ、河 川改修による住環境の保全と地域の安全確 保を図ります。	早期完成を要望します。
避難設備 等の整備	市民の円滑な避難誘導等を行うため、避難設備等の整備及び維持管理を行います。	非常用発電設備の維持管理及び避難所等で使用できる特設公衆電話回線の整備を行います。また、一時避難場所標識及び広域避難場所誘導標識に英語を表記し、順次更新を行うとともに、避難所予定施設を示す標識等の整備を行います。

(3) 災害対策の強化

- ≫ 災害発生時等に、市民が連帯感を持ち、円滑に活動できるよう自主防災組織の結成・訓練等を 促進するとともに、地域防災力の充実・強化を図ります。
- ≫ 災害時における避難者等の安全を確保するため、食料、生活必需物資等の整備・維持管理を行います。

事業名	目的	事業内容
地域防災力 の充実 ・強化	自主防災組織の結成・訓練等を促進すると ともに、地域防災力の充実・強化を図りま す。	自治会単位で結成する自主防災組織に対し、必要な防災物品に対する補助金を交付するとともに、自治会から推薦される防災指導員の訓練等を開催し、訓練指導等が行えるリーダーを養成します。また、災害用ポーチを児童に配布し、日頃の防災啓発を行うとともに、災害発生時等における児童の生命及び身体の安全を確保します。
防災行政 無線局等の 維持管理	災害発生時等に市民に正確な情報を伝達するため、防災行政無線局等の維持管理を行います。	防災行政無線局の維持管理や防災ラジオ、 テレドーム等の適正運営・維持管理を行い ます。
防災備蓄 物品の整備 【集中1】	災害時における避難者等の安全を確保する ため、食料、生活必需物資等の整備・維持 管理を行います。	食料、生活必需物資等の備蓄目標数の見直 しを図り、計画的な整備・維持管理を行い ます。



▲北部地域に整備された大型防災備蓄倉庫内部

(6) 市民の生命と財産を守る消防力の強化

1 基本方針

市民の生命と財産を守るため、消防・救急体制を強化します。

2 施策の展開

(1) 消防体制の充実

▶ 海老名市・座間市・綾瀬市の三市による消防通信指令の共同運用を行い、消防サービスの高度 化並びに消防行財政の合理化及び効率化を図ります。

事業名	目的	事業内容
消防の 広域連携	海老名市、座間市及び綾瀬市消防通信指令事務協議会の担任事務である119番通報受付、部隊出動指令、無線統制を共同運用することで市民サービスの向上、消防行財政の効率化を図ります。	海老名市・座間市・綾瀬市消防指令センターの運用及び維持管理を行います。

(2) 消防施設整備の充実

- ▶ 複雑多様化する災害に対し、老朽化した消防車両の計画的な更新を行うとともに、地震などの大規模災害に対応するため、新規車両を計画的に導入します。
- ∑ 災害拠点となる消防庁舎の適性な改修を行い、確実な災害出動体制を確保します。
- ▶ 増大する消防、救急需要に対応するため、新たな分署を整備し、市民の安全・安心を確保します。
- ▶ 火災等の災害に備え、消防水利施設*の不足している地域へ、消火栓等を設置します。
- ▶ 地域における消防防災拠点である消防分団器具置場を建替え、消防団の活性化と地域住民の安全・安心を確保します。

事業名	目的	事業内容
消防車両 整備更新	消防業務を円滑、確実に遂行するため、消防本部・消防署(常備消防)が保有する各車両を適正に維持管理します。	車両整備計画に基づき、老朽化した消防 車、救急車、はしご車等の更新及び新規車 両の導入を行います。
消防庁舎 施設整備	老朽化した消防庁舎施設・設備の改修を行い、市民の安全・安心を確保し、さらに確実な災害出動体制の確保を図ります。	消防庁舎劣化調査の結果を踏まえて、外装 改修工事及び電話設備の更新を行います。

(仮称) 消防署 西分署整備	消防・救急需要に対応するため、新たな分署を整備し、市民の安全・安心を確保します。	建設適地を選定し、整備を行います。
消防水利 の設置	消防力の整備指針に基づき、消防水利施設 ※の充実を図ります。	宅地開発等水利不足地域へ消火栓等を計画 的に設置します。
消防団 器具置場 の建替え	老朽化した消防分団器具置場を建替えることにより、消防力の強化を図るとともに、 地域住民の安全・安心を確保します。	更新計画に基づき老朽化した消防分団器具 置場の建替えを行います。

(3) 非常備消防活動の推進

▶ 地域における消防防災のリーダーとして、地域に密着し、住民の安全と安心を守る役割を担う 消防団員を確保するため、消防団の活動の広報・PRを行うとともに、団員の福利厚生の充実 に努めます。

事業名	目的	事業内容
消防団員 の確保	災害時に地域防災の要となる消防団員が減 少傾向にあることから、消防団員の確保に 努めます。	

(4) 火災予防の推進

- ▶ 複雑多様化する火災を未然に防止するため、市民及び事業所等に火災予防の重要性を積極的に働きかけるとともに各団体の協力を通じて火災予防の意識高揚を図ることにより、火災発生件数の減少を目指します。
- ▶ 女性防火推進員や少年消防クラブ員の活動を支援し、防火・防災意識の啓発に努めます。

事業名	目的	事業内容
火災予防 の推進	市民及び市内事業所に火災予防の推進と防火意識の高揚を図ります。	住宅用火災警報器の設置啓発や、消防査察、消防訓練、各種事業を充実させ、市民等に対し火災予防の重要性を積極的に啓発します。

7

地球環境に配慮した低炭素社会への転換

1 基本方針

地球温暖化を防止し、低炭素社会を実現するため、様々な環境対策を推進するとともに、市民に対する環境意識の啓発を図ります。

2 施策の展開

(1) 地球温暖化対策の推進

- ▶ 地球温暖化をはじめとした環境問題の解決に向けた市民の環境意識の高揚と環境配慮行動を促進します。
- ▶ 太陽光発電施設など、温室効果ガス排出削減に有効な省エネルギー施設・再生可能エネルギー活用施設等の導入・設置を促進するため、市民・市内事業者を対象に、導入・設置費用の一部を補助します。

事業名	目的	事業内容
環境啓発 活動の促進 (環境配慮 行動 啓発事業)	地球温暖化を始めとした環境問題の解決に 向け、市民や事業所の環境意識の高揚と環 境配慮行動を促進します。	市民・事業者への環境啓発及び学習事業を実施するとともに、市民・事業者・行政の三者が参加する環境フェスティバルを開催します。また、広報等を通じて環境情報を積極的に発信します。
省Iネ· 再生可能 Iネルギ - 活用の促進	地球温暖化対策として、省エネルギー施設、再生可能エネルギー活用施設等の導入により、環境負荷の低減を図ります。	省エネルギー施設・再生可能エネルギー活用施設の導入への啓発を行うとともに、施設整備等への補助により導入支援を行います。また、支援メニューの見直しや充実を図ります。

(2) 地域環境対策の推進

- ▶ 光化学スモッグの主な原因といわれている二酸化窒素等の調査測定を行い、測定による経年変化の把握、市民相談への対応とともに、事業所等への普及啓発を推進します。また、騒音・振動等の苦情に対し事業所等への調査・指導を行います。
- ▶ 相模川の支流である河川や地下水を調査し、水質環境の保全を図ります。また、事業所排水についても水質測定を行い、河川の水質汚濁防止に向けた指導を行います。
- ▶ 公共下水道の整備が相当期間見込まれない地区について、し尿及び生活上の雑排水による公共 用水域の水質汚濁を防止するため、合併処理浄化槽※(10 人槽以下)の設置を促進します。 設置後、法定検査・点検・清掃の周知に努め、適正な維持管理の指導を徹底します。
- ▶ 自治体として環境負荷を最小限に抑え、環境に有益な影響を及ぼす事務事業を推進するため、環境マネジメントシステム※を適正に運用します。

事業名	目的	事業内容
大気汚染 対策、 騒音対策、 排水対策	大気汚染や騒音、市内公共用水域等の水質について、環境基本法で定められた環境基準の維持・確保に努めます。	大気汚染、騒音・振動や、屋外焼却行為等による悪臭等の苦情・相談・事故に対し、事業所等への立入調査・指導等を行います。
合併処理 浄化槽* 整備の助成	市街化調整区域*など公共下水道が相当期間整備が見込まれない地区について、し尿及び生活上の雑排水による公共用水域の水質汚濁及び生活環境の悪化を防止するために、合併処理浄化槽の設置を促進します。	合併処理浄化槽の設置に対して費用の一部 を助成します。
環境マネジメント システム* の運用	自治体として環境負荷の低減を徹底するとともに、環境に有益な影響を及ぼす施策事業を推進することで継続的な環境改善を図ります。併せて、環境情報を積極的に発信することにより、環境配慮の意識を高めます。	海老名市独自の環境マネジメントシステムによる環境への配慮の取り組みを行うとともに、既存の行財政マネジメントシステムと連携を図り、効率的かつ効果的に、事務事業全般に渡った環境配慮を推進します。

(3) 人と自然との環境共生

▶ 市内に残された貴重な緑・緑地の保全を行うとともに、良好な住環境の確保に向け、緑・緑地の創造を行います。

事業名	目的	事業内容
緑の保全・ 創造・啓発	身近な緑の保全・創造のため、市民一人ひとりの意識高揚・活動実践と、市の支援を組み合わせ、緑に恵まれたまちを形成します。	自然緑地保全区域・保存樹木の指定や、緑 化推進団体等に対する支援及び市民参加型 啓発事業などを行います。



▲市民の手で植えられ、育つ"みどり"

3 環境負荷が少ない循環型社会の形成

1 基本方針

環境にやさしい循環型社会を目指し、廃棄物の適正処理、ごみの減量化・資源化の推進を図ります。

2 施策の展開

(1) 廃棄物の適正処理

- ▶ ごみの減量化と資源化を推進するとともに、収集作業の効率化を図ります。
- → 一般廃棄物処理基本計画の数値目標である「平成39年度までに平成12年度比でごみ焼却処理量を26%削減する」を達成できるよう、一般廃棄物の減量化施策を推進します。

事業名	目的	事業内容
一般廃棄物 の計画的な 処理の実施	39年度までに平成12年度比でごみ焼却	

(2) ごみの減量・資源化の推進

- ごみの減量化・資源化を推進するために、分別の徹底と分別品目の拡大を図り、資源の有効活用を促進します。
- ▶ 生ごみ減量化の一環として、ごみ減量化の促進を図ります。

事業名	目的	事業内容
ごみの 減量化と 資源化の 推進 【集中1】	ごみの減量化と資源化を推進します。	ごみの減量化や資源化の推進について、審 議会等において、その具体策について検討 を進めます。
分別回収 の充実	資源を効率的に分別・資源化するため、分別の徹底と分別品目の拡大により資源化を推進します。	分別収集計画の見直しを行います。また、 資源物の持ち去りをなくすための監視パト ロールを実施します。
生ごみ 処理対策 の推進	一般家庭、事業所から排出される生ごみを 減量化するため、適切な抑制対策を推進し ます。	生ごみの水切りなどの身近な行動を、呼びかけていくとともに、生ごみ処理機購入費の一部を助成し、生ごみの自家処理を促進します。また、生ごみ処理機の普及状況を踏まえながら、補助制度の見直しを行います。



▲収集車によるごみの戸別収集実験

1

活力と魅力あふれる産業の振興

1 基本方針

地域の特性を活かした農業施策の展開を図り、市民共通の財産である農地を後世に伝えます。また、まちににぎわいをもたらす商業の振興と、地域経済の活性化や雇用を創出する工業の振興を支援します。

2 施策の展開

(1) 魅力ある農業の振興

- ▶ 農業の拠点施設を整備し、農業者の組織化、地産地消の促進、農地利用の集約化・集団化等を 目的とした農業振興を推進します。
- ▶ 遊休農地*の有効活用並びに農地の良好な景観形成を図りながら市民の余暇活動の場となる市民 農園*を設置します。
- ▶ 生産、流通、出荷関連施設整備に対する支援を行うことで、農業経営の維持・安定を図ります。

事業名	目的	事業内容
農業拠点 づくりの 推進	農業の拠点施設を整備することで、総合的 な農業振興を推進します。	農業拠点施設を整備し、農業者の組織化、 地産地消の促進、農地利用の集約化・集団 化等を推進します。
農業振興 対策の推進	農業の持続的発展のため、市内農業の中心 的役割を担う生産者及び生産者団体等を支 援します。	後継者の育成や認定農業者*等へ支援を行 うとともに、地産地消を推進します。
市民農園 _* の推進	市民の余暇活動の多様化に応じた、市民農園の整備を図ります。	市民農園の開設及び管理運営を行うとともに、利用者向けの講習会を開催します。

生産・流通・出荷対策として、病害虫防除 生産・流通 ・出荷の 防疫・先進技術導入をはじめ、直売・加工 施設や集出荷施設、集出荷容器導入など多 農業経営の合理化、生産技術の高度化等を 図ります。 岐にわたる農業への取組みに支援を総合的 支援 に行います。 新規に指定された農用地※区域内の用排水 農業用道路、用排水路の整備及び維持補修 により、農作業の効率化及び生産性の向上 路を整備します。また、既存の農業用道路 農業基盤 や農業用用排水路の整備及び維持補修を行 整備事業 を図ります。 います。



▲田植え風景

(2) にぎわいのある商業の振興

- ▶ にぎわいのあるまちを創出するため、市内商業の振興を図ります。
- ▶ 市内商店街の維持・継続に向けて、今後のあり方について及び施設整備の方向性を検討し支援 します。

事業名	目的	事業内容
商店街の 活性化 【集中2】	商店街を活性化し、にぎわいを創出しま す。	商店街団体が商店街又は地域商業を活性化するために行う事業や地域コミュニティを活性化するために、地域の商工業者が地域団体(NPO法人等)と連携して実施する事業を支援します。
魅力ある 店舗づくり への支援	店舗を改修して事業を営む事業者や空き店 舗等を活用して新たに出店しようとする事 業者を支援します。	既存店舗や空き店舗等の魅力向上を図るための改装・改修費等に対する補助を行います。
名産品の 開発・販売 の促進	新たな名産品の開発・販売促進及びいちご ワイン・銘菓・吟味豚等の販売促進の充実 を図ります。	菓子、酒、食肉等を題材とした海老名らしい名産品の開発研究に対し各組合等へ補助するとともに、既存品については各種イベント等を活用し周知を図ります。
にぎわい 振興の促進 【集中2】	まちのにぎわいを創出し、来街者の増加を 目指します。	キャッチコピーの公募やにぎわいスポットのPRを行います。また、名店・名産品の選定事業、認定事業者への支援などを行います。



▲活気あふれる商店街での朝市

(3) 活力ある工業の振興

- ▶ 市外から優良な企業の誘致と市内企業の再投資などの企業立地を促進することで、雇用の場を 創出するとともに、地域経済の活性化及び持続的な発展を図ります。
- ▶ 市内事業者に対して、国際規格の認証取得や製品開発に伴う依頼試験等の支援制度を整備します。また、市内事業所のPRや受発注機会の創出に対する支援を行います。

事業名	目的	事業内容
企業立地 の促進 【集中2】	優良企業の進出及び市内企業の再投資により、市内地域経済の活性化と雇用機会の拡大を図り、税収の増加につなげます。	企業立地促進事業の周知を行い、新規立地 企業数の増加に努めます。また、工業系用 地拡大に向け、適地の選定を検討します。
中小企業振興対策	市内事業所の経営基盤の安定化、技術開発 への支援等を行うことで、市内中小企業の 振興に寄与し、市内産業の活性化を図りま す。	中小企業振興支援として、国際規格の認証 取得や製品開発に伴う依頼試験等に対して 支援を行います。

(4) 産業関連団体との連携

▶ 中小企業者の経営改善や地域商工業の総合的な振興を担う商工会議所に対して、必要な支援を 行います。

事業名	目的	事業内容
商工会議所 への支援	中小企業者の経営改善や地域商工業の総合 的な振興を担う商工会議所に対して、必要 な支援を行います。	商工会議所が行う小規模事業者の経営、技 術の改善等の指導事業などに対して、財政 支援を行います。

2 安心して働ける労働環境の充実

1 基本方針

勤労者が安心して働ける労働環境の向上を促進するとともに、高齢者や障がいのある方などの雇用対策の充実に努めます。

2 施策の展開

(1) 良好な労働環境の充実

- ▶ 障がい者を雇用する中小企業者に、障がい者雇用奨励補助金を交付すること等により、市内事業所における高齢者、障がい者等の雇用促進、労働機会の場の確保を図ります。
- ▶ 市内勤労者の持ち家確保の促進を図る「勤労者住宅資金利子補給」と市内に事業所を有する中 小企業の振興と雇用安定を図る「中小企業退職者共済」への支援を行います。

事業名	目的	事業内容
高齢者・ 障がい者 等の雇用 支援	市内事業所における高齢者、障がい者等の 雇用促進、労働機会の場の確保を図りま す。	障がい者雇用の実績を踏まえて、高齢者等 の雇用支援事業を商工会議所とともに検討 します。
勤労者 住宅資金 利子補給 の充実	市内勤労者の持ち家確保の促進を図り、勤労者の福祉の向上に寄与します。	市内居住者で同一事業所に引き続き勤務 し、市内に住居を取得又は増改築する者 が、住宅資金の融資を受けた場合に、その 住宅資金融資にかかる利子の一部を助成し ます。
中小企業 退職者 共済への 支援	中小企業者が負担する退職金共済掛金の一部を補助することにより、市内に事業所を有する中小企業の振興並びに従業員の福利向上及び雇用の安定を図ります。	共済制度に加入した市内事業者に対して、 奨励補助金を交付します。

第6章 新たな行財政運営のフィールド

1 情報発信と市民ニーズの把握

1 基本方針

市民ニーズを的確に把握するとともに、積極的な情報発信に努めます。また、市政情報を様々な広報媒体により、適切な時期に適切な内容で市民に提供します。

2 施策の展開

(1) 市政情報の積極的な発信

▶ 各種報道機関への対応や広報誌の発行、ホームページなどを通じて市政情報を積極的に発信し、市の魅力を伝えるとともに、行政への市民参加や市民意識の向上を図ります。

事業名	目的	事業内容
広報の充実	市民にまちの価値や愛着を感じてもらうよう、「海老名市の魅力情報」を発信します。	海老名市の魅力情報を積極的に発信すると ともに、ホームページのリニューアルを行 います。
広報の発行	様々な広報媒体により、行政情報を適時・ 的確に市民に伝えます。	広報紙やホームページを活用した市政情報の発信、報道機関への情報提供を積極的に 進めるとともに、新たな情報発信媒体の検 討を進めます。

(2) 多様な市民ニーズの把握

- ▶ 市の事業等について、市民などから広く意見等を聴取するとともに、陳情・要望などで市政に対する意見や要望を受け付けることで、市民ニーズを把握し、今後の市の施策や事業に反映させていきます。
- ▶ 多種多様化する市民の悩み事解決の一助として、市職員による一般相談・市政相談と弁護士による法律相談等の専門相談を実施します。

事業名	目的	事業内容
調査広聴 の充実	市政に関する意見・提言を聴取し、施策の 参考にすることで、市政の効率的な運営を 図ります。	市長への手紙やみんなの声(投書)により 市政に関する意見・提言を聴取し、施策の 参考とします。また、隔年で市政アンケー ト調査を実施します。
市民相談	市民の不安や悩みごと、心配ごと等の解決に向けた助言等を行います。	一般相談、市政相談、専門相談(法律相 談、税務相談等に関する相談等)を行いま す。

第6章 新たな行財政運営のフィールド

1 基本方針

行政改革を推進するとともに、計画・実施・評価・改善のPDCAサイクル※により、健全な行財政運営に努め、持続可能な都市経営を推進します。

2 施策の展開

(1) 効率的な行財政運営の推進

- ▶ 市政を取り巻く環境の変化や多様化する市民ニーズに対応した行政運営を行うため、行政改革を推進します。
- ▶ 市の各種事務事業に対して、外部評価委員等による行政評価を行います。
- ▶ 公共施設が将来にわたり維持できるよう、公共施設のマネジメントを推進します。

事業名	目的	事業内容
行政改革 の推進	効果」を上げるべく改善を進め、効率的な	
行政評価 の推進	行政評価を実施することで「質の高い行政 サービスの提供」、「職員の意識改革」、 「行政の説明責任」、「市民参加や参画に よる行政活動の充実」を図ります。	職員による内部評価や、外部評価委員による外部評価を実施し、事業の見直しを行います。

(2) 社会情勢等の変化に対応する政策の検討

▶ 社会情勢の変化や地域の特性に合わせ、新たに打ち出す政策について、調査や研究を行います。

事業名	目的	事業内容
政策課題への対応	社会情勢の変化や地域特性の課題に対する適時的確な対応に努めます。	新たな政策の調査研究を行います。

第6章 新たな行財政運営のフィールド

(3) 広域行政の推進

- ▶ 海老名市・座間市・綾瀬市の三市による消防通信指令の共同運用を行い、消防サービスの高度 化並びに消防行財政の合理化及び効率化を図ります。
- ▶ 現在広域で取り組んでいる消防通信指令業務やごみ処理業務、斎場運営の他に、効率性や経費 削減等の面から広域的に行った方がよい業務を検討し、積極的に近隣自治体との調整を進め、 効率的な行政運営を図ります。
- ▶ 広域的な行政課題の解決に向け、積極的に近隣自治体との調整を進めることで、効率的な行政 運営を図ります。

事業名	目的	事業内容
消防の 広域連携	海老名市、座間市及び綾瀬市消防通信指令事務協議会の担任事務である119番通報受付、部隊出動指令、無線統制を共同運用することで市民サービスの向上、消防行財政の効率化を図ります。	海老名市・座間市・綾瀬市消防指令センターの運用及び維持管理を行います。
広域行政の 推進及び 自治体連携 の研究	広域的な行政課題の解決に向け、積極的に 近隣自治体との調整を進めることで、効率 的な行政運営を図ります。	近隣市との課題調整や、広域的施設の誘致 研究、相模川を活用した施策調整等を行い ます。

Ⅲ 地域別計画

第四次総合計画では、地域の地理的特徴、歴史・風土、観光資源等を最大限活かすとともに、地域が抱える課題に対して、より効果的な施策展開ができるように、市域を、下記に示す5つのブロックに区分し、各々の地域特性に合わせた地域別計画を策定しています。

前期基本計画においては、各地域で行われた地域部会による意見を元に、実施予定事業を掲載しましたが、後期基本計画では将来像は継承し、前期基本計画で掲載された事業のうち、事業が完了したものを削除したほか、後期基本計画期間中、当該地域に特に必要と考えられる重点的な事業や、地域ニーズの高い事業についても併せて掲載することとしました。

また、北部地域の中で、他市との市境に接し、地理的・生活条件的にも、他の地域と大きく異なる「柏ケ谷地域」の主な事業については、別立てして掲載しています。



	該当地域
北部地域	上今泉・柏ケ谷・東柏ケ谷
海西地域	中新田・さつき町・河原口・上郷・下今泉・扇町・泉・めぐみ町
国分地域	中央・国分北・国分南・望地・勝瀬
大谷地域	大谷・大谷北・大谷南・浜田町・国分寺台
南部地域	中河内・中野・社家・今里・上河内・ 杉久保・杉久保北・杉久保南・本郷・門沢橋

第1章 北部地域

1 将来像

地域まちづくり提言書において示されたキーワードをもとに、地域の将来像を以下の通り設定します。

人材やコミュニティ、秋葉山古墳群など歴史的自然等を活かした 心・気持ちを大切にする心豊かなまち

- 身近な緑や斜面地、田園などの自然や、秋葉山古墳群、大山道等の歴史遺産を活かした うるおいとやすらぎのあるまちを目指します。
- 目久尻川の流れる清流のまちとしての魅力を活かします
- 交通の利便性ある立地を活かし、より活力・連携のある、安全・安心なまちを目指します。
- 老若、誰もが、地域づきあい・コミュニティを大事にし、心・気持ちを大切にする3愛のまち(=ふれあい・助けあい・笑いあいのあるまち)を目指します。

項目	概要
社会福祉施設への支 援	民間で設置する介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)の建設に対して助成を行い、施設サービスの充実を推進します。
高齢者いきがいづく り事業	高齢者生きがい教室の開催、高齢者向けスポーツの普及、ゆめクラブ連合会への支援を展開します。
高齢者就労支援事業	公益社団法人海老名市シルバー人材センターへの支援を通じ、働く 意欲のある高齢者が、知識・経験・能力を活かし、自らの生きがい と社会参加の機会を得られるように努めます。
地域支援任意事業	家族介護者教室・成年後見人相談事業等、住み慣れた地域で、安心 した生活を継続していくことができるような事業を展開します。 また、介護保険事業の安定化を図るとともに、要介護者及びその家 族等に対して必要な支援を行います。
介護保険給付事業の 運営	要介護者に対しては、在宅及び施設サービスの介護給付を行い、要 支援者に対しては要介護状態の発生の予防という観点から在宅サービスの介護予防給付を行います。
地域福祉計画の推進	地域福祉計画に基づき地域特性にあった各種福祉事業の推進を図るため、市民と協働して地域福祉の推進に努めます。
社会福祉協議会にお ける地区社協の設立 支援	地域福祉の活動拠点として、社会福祉協議会が整備する「地区社協」の設置及び地域福祉相談員の配置に向けて支援を行います。

項目	概要
地域医療連携の推進	かかりつけ医の定着促進のために海老名市医師会への側面支援を
心場心想性が少性性	がかりつけるのだ何に進めために海名石中医師芸への側面文後を行います。
化 连羽牌库 告到给	
生活習慣病・歯科検	各種がん検診(胃がん・肺がん・大腸がん・子宮がん・乳がん・前立
診事業	腺がん・口腔がん)・成人歯科健康診査を実施し、生活習慣病の早期
	発見に努め健康の維持を図ります。
地域保健対策推進事	若年、壮年期からの健康づくりを実施することで、老後の健康を確
業	保するとともに、健康づくりの人材を確保するため、健康えびな普
	及員及び食生活改善推進員の活動を支援します。
子育て支援センター	地域の子育でサークルの育成、各種相談事業、サロンの開催等、児
運営事業	童の健やかな育成のため、子育て支援センターにおいて、家族の子
	育て機能を補完するとともに、地域で子育てを支援する基盤形成の
	ための各種講座を実施します。
民間保育所施設整備	認可保育所を設置する社会福祉法人等に対し、園舎の増改築にかか
費の助成	る経費を助成して、保育環境の充実に努めます。
子ども医療費の助成	少子化・子育て支援対策として0歳から中学卒業までの子どもに対
	し、医療費の一部を助成し、その健全な育成支援を行います。
障がい者デイサービ	北部地域の障がい福祉サービスの拠点的施設となる「障害者支援セ
スセンター等運営事	ンターあきば」において、短期入所等の障がい者支援を実施します。
業	
地域集会施設の整備	地域住民の自治意識の向上と相互理解を図り、地域社会の福祉増進
支援事業	に寄与することを目的に自治会集会所等の設置・整備を支援しま
	す。新築・改築等及び借地借家料の補助を実施します。また、資金
	の貸付を行います。
地域づくりの促進	地域住民の主体的な地域づくりを促すことを目的に、交付金を交付
	し、住民の費用負担を軽減します。
地域コミュニティ	地域住民及び施設利用者が広く交流し、相互理解が深められ、地域
育成事業	の活性化に有効な事業を実施するコミュニティセンターに対して
	助成を行うことにより、地域コミュニティを支援します。
地域活性化モデル	特色ある地域づくり及び地域活性化を図るため、杉本小学校プール
事業	を釣り堀として活用し、地域活性化モデル事業を行います。
秋葉山古墳群の保存	秋葉山古墳群を保存し、活用を図ることにより、住民の文化的生活
活用	に厚みを加え、地域に居住することの郷土意識を醸成し、後世へ歴
	史資産を引き継ぎます。
小中学校施設の整備	建設後又は改修後一定期間を経た校舎・体育館等の施設・設備の改
	修工事を行い、施設の長寿命化と学習環境の整備・改善を図ります。
駅周辺市街地整備の	地域拠点としての駅及び周辺都市施設についての整備を図るため、
推進	現況調査等に基づき課題の抽出と解決方策の検討を行い、事業の方
	向性検討に基づき、必要に応じて事業展開を図ります。
鉄道関連整備事業	踏切事故の防止、道路交通の円滑化のため、踏切部の歩道整備等で、
	鉄道と市道の交差部における安全性の向上を図ります。
道路の修繕	道路の路面や排水施設等の改修を行い、交通の安全性の向上を図り
	ます。
国道・県道の環境整	国道・県道に対する要望対応のため、道路管理者である国・神奈川
備の要望	県に対し、現地の状況や要望箇所の現状を的確に伝え、早期対応を
	要望します。
都市公園※等の整備	供用されている都市公園等を再整備することで、より多くの世代の
	人に親しまれる憩いの場・自然とのふれあいの場としての公園を目
	指します。

項目	概 要
北部公園体育施設の 運営	市民が「いつでも、どこでも、だれでも」気軽にスポーツを楽しむことのできる施設提供や、生涯スポーツの普及啓発・競技スポーツの振興を図ります。指定管理者制度の導入により、市民ニーズに対応し、サービス向上と経費縮減を図ります。
下水道の整備	公共用水域の水質保全や浸水被害の防止を目的に、公共下水道の整備を行い生活環境の向上を図ります。
交番設置の要望	治安維持、安全性向上のため、さがみ野駅前交番の開設に向けた調整及び海老名駅西口への交番設置を関係機関へ要望します。交番設置がなされるまでの間、防犯拠点施設を管理・運営します。
交通安全施設*の設 置管理	交通事故多発箇所や危険性のある道路等における交通安全施設の 設置・管理を行い、交通の安全と円滑化・交通事故の防止を図ります。
美化意識の啓発の 推進	一斉美化清掃活動「えびなクリーン作戦」、地域美化清掃活動、美 化推進重点地区の清掃を通じて、美化意識の啓発を図り、快適な生 活環境の確保に努めます。
ごみの減量化と資源 化の推進	ごみの減量化や資源化の推進について、審議会等において、その具体策について検討を進めます。
農業拠点づくりの 推進	農業の拠点施設を整備し、農業者の組織化、地産地消の促進、農地利用の集約化・集団化等を目的とした総合的な農業振興を推進します。
厚木基地航空機騒音 対策	厚木基地騒音対策協議会や基地関係県市連絡協議会などの場を通じ、航空機騒音解消・軽減に向けた要請活動を行います。市内5ヶ所に騒音計を設置し、航空機騒音データを測定・収集します。



▲東柏ケ谷近隣公園

柏ケ谷地域における主な事業について

北部地域のうち、柏ケ谷・東柏ケ谷地域に関しては、地理的にも、生活条件面においても、他の地域と大きく異なるため、当該地域において進める事業をまとめました。

項目	概 要
地域づくりの促進	地域住民の主体的な地域づくりを促すことを目的に、交付金を交付し、住民の費用負担を軽減します。
地域コミュニティ 育成事業	地域住民及び施設利用者が広く交流し、相互理解が深められ、地域 の活性化に有効な事業を実施するコミュニティセンターに対して 助成を行うことにより、地域コミュニティを支援します。
地域活性化モデル 事業	特色ある地域づくり及び地域活性化を図るため、杉本小学校プールを釣り堀として活用し、地域活性化モデル事業を行います。
小中学校施設の整備	建設後又は改修後一定期間を経た校舎・体育館等の施設・設備の改修工事を行い、施設の長寿命化と学習環境の整備・改善を図ります。
駅周辺市街地整備の 推進	地域拠点としての駅及び周辺都市施設についての整備を図るため、 現況調査等に基づき課題の抽出と解決方策の検討を行い、事業の方 向性検討に基づき、必要に応じて事業展開を図ります。
道路の修繕	道路の路面や排水施設等の改修を行い、交通の安全性の向上を図ります。
歩道の整備	歩行者の通行量が多く、安全な歩行導線の確保を要する市道において、歩車道の分離を図ることで、歩行者の安全性、快適な道路空間を確保します。
都市公園*等の整備	供用されている都市公園等を再整備することで、より多くの世代の 人に親しまれる憩いの場・自然とのふれあいの場としての公園を目 指します。
下水道の整備	公共用水域の水質保全や浸水被害の防止を目的に、公共下水道の整備を行い生活環境の向上を図ります。
交番設置の要望	治安維持、安全性向上のため、さがみ野駅前交番の開設に向けた調整及び海老名駅西口への交番設置を関係機関へ要望します。交番設置がなされるまでの間、防犯拠点施設を管理・運営します。
交通安全施設*の設置管理	交通事故多発箇所や危険性のある道路等における交通安全施設の設置・管理を行い、交通の安全と円滑化・交通事故の防止を図ります。
美化意識の啓発の 推進	一斉美化清掃活動「えびなクリーン作戦」、地域美化清掃活動、美 化推進重点地区の清掃を通じて、美化意識の啓発を図り、快適な生
	活環境の確保に努めます。
ごみの減量化と資源 化の推進	ごみの減量化や資源化の推進について、審議会等において、その具体策について検討を進めます。
厚木基地航空機騒音 対策	市単独及び厚木基地騒音対策協議会や基地関係県市連絡協議会などの場を通じ、航空機騒音解消・軽減に向けた要請活動を行います。 市内5ヶ所に騒音計を設置し、航空機騒音データを測定・収集します。

第2章 海西地域

1 将来像

地域まちづくり提言書において示されたキーワードをもとに、地域の将来像を以下の通り設定します。

水際・三川公園などや 交通の利便性・拠点性等を活かした 老いも若きも楽しく暮らせるまち

- 三川公園や運動公園、また相模川の水際までの一帯や、赤とんぼも飛ぶ水と緑の風景とともに、大山道や寺社などの歴史資源も多く有しています。こうしたものを活かし緑・風景・自然が豊かな心やすらぐまちを目指します。
- 田園・農業を風景として大切にするとともに、食料自給率の高いまちを目指します。
- 交通の利便性・拠点性、平坦な地形である利点、活用の可能性のある土地資源等を活かし、活力ある、便利なまちを目指します。
- コミュニティや老人力を始めとした人材を活かし、老いも若きも楽しく安全・安心に暮らせるまちを目指します。

項目	概要
社会福祉施設への支 援	民間で設置する介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)の建設に対して助成を行い、施設サービスの充実を推進します。
高齢者いきがいづく り事業	高齢者生きがい教室の開催、高齢者向けスポーツの普及、ゆめクラブ連合会への支援を展開します。
高齢者就労支援事業	公益社団法人海老名市シルバー人材センターへの支援を通じ、働く 意欲のある高齢者が、知識・経験・能力を活かし、自らの生きがい と社会参加の機会を得られるように努めます。
地域支援任意事業	家族介護者教室・成年後見人相談事業等、住み慣れた地域で、安心 した生活を継続していくことができるような事業を展開します。 また、介護保険事業の安定化を図るとともに、要介護者及びその家 族等に対して必要な支援を行います。
介護保険給付事業の 運営	要介護者に対しては、在宅及び施設サービスの介護給付を行い、要支援者に対しては要介護状態の発生の予防という観点から在宅サービスの介護予防給付を行います。
地域福祉計画の推進	地域福祉計画に基づき地域特性にあった各種福祉事業の推進を図るため、市民と協働して地域福祉の推進に努めます。
社会福祉協議会にお ける地区社協の設立 支援	地域福祉の活動拠点として、社会福祉協議会が整備する「地区社協」の設置及び地域福祉相談員の配置に向けて支援を行います。

項目	概要
	110 20
地域医療連携の推進	かかりつけ医の定着促進のために海老名市医師会への側面支援を行います。
生活習慣病・歯科検診事業	各種がん検診(胃がん・肺がん・大腸がん・子宮がん・乳がん・前立腺がん・口腔がん)・成人歯科健康診査を実施し、生活習慣病の早期発見に努め健康の維持を図ります。
地域保健対策推進事業	若年、壮年期からの健康づくりを実施することで、老後の健康を確保するとともに、健康づくりの人材を確保するため、健康えびな普及員及び食生活改善推進員の活動を支援します。
子育て支援センター 運営事業	地域の子育てサークルの育成、各種相談事業、サロンの開催等、児童の健やかな育成のため、子育て支援センターにおいて、家族の子育て機能を補完するとともに、地域で子育てを支援する基盤形成のための各種講座を実施します。
民間保育所施設整備 費の助成	認可保育所を設置する社会福祉法人等に対し、園舎の増改築にかかる経費を助成して、保育環境の充実に努めます。
子ども医療費の助成	少子化・子育て支援対策としてO歳から中学卒業までの子どもに対し、医療費の一部を助成し、その健全な育成支援を行います。
相模川海老名スポーツ施設ネットワーク 事業	さがみグリーンラインを基軸として、各施設のネットワーク化を図り、新たなスポーツイベント等を創出します。
地域づくりの促進	地域住民の主体的な地域づくりを促すことを目的に、交付金を交付し、住民の費用負担を軽減します。
地域コミュニティ育成事業	地域住民及び施設利用者が広く交流し、相互理解が深められ、地域 の活性化に有効な事業を実施するコミュニティセンターに対して 助成を行うことにより、地域コミュニティを支援します。
小中学校施設の整備	建設後又は改修後一定期間を経た校舎・体育館等の施設・設備の改修工事を行い、施設の長寿命化と学習環境の整備・改善を図ります。
景観推進事業	市民、事業者、行政の協働により、良好な景観資源を守り育て、美しい都市景観の形成を図ります。
駅周辺市街地整備の 推進	海老名駅や厚木駅などの駅周辺地域において、地域拠点としての駅 及び周辺都市施設についての整備を図るため、現況調査等に基づき 課題の抽出と解決方策の検討を行い、事業の方向性検討に基づき、 必要に応じて事業展開を図ります。
海老名市中心市街地 周辺地区の整備促進	地権者、開発事業者、関係機関との調整・協議を行い、中心市街地 周辺地区の整備促進を図ります。
海老名運動公園周辺 地区市街地整備の 促進	(仮称)海老名新駅の設置要望及び土地区画整理事業と地区計画による拠点市街地の形成を促進します。
鉄道関連整備事業	踏切事故の防止、道路交通の円滑化のため、踏切部の歩道整備等で、 鉄道と市道の交差部における安全性の向上を図ります。
海老名駅周辺整備の 推進	海老名駅周辺における道路交通問題の対応と歩道幅員の確保及び バリアフリー化による拠点市街地としての快適な都市空間の創造 を図るため、(仮称)上郷・河原口線の整備を進めます。
さがみ縦貫道路関連道路整備事業	さがみ縦貫道路事業等により整備される機能回復道路とつながる 市道整備と、生活道路に流入している道路交通を迂回させるための 市道を整備します。
幹線・準幹線道路の 整備	安全と安心な生活環境の向上のため、市内幹線道路網を計画的に整備し、都市基盤整備を図ります。
国道・県道の環境整 備の要望	国道・県道に対する整備要望への対応のため、道路管理者である 国・神奈川県に対し、現地の状況や要望箇所の現状を的確に伝え、 早期対応を要望します。

項目	概 要
相模川改修の促進	河川管理者である神奈川県に対し、治水上の安全確保及び住環境の保全を図るよう相模川水系河川環境管理基本計画に基づき河川整備・環境整備の促進を要望します。
橋梁整備事業	相模川を渡河する橋梁の断面不足による交通渋滞の解消を図るため、渡架橋の検討を行います。
都市公園※等の整備	供用されている都市公園等を再整備することで、より多くの世代の 人に親しまれる憩いの場・自然とのふれあいの場としての公園を目 指します。
美化意識の啓発の 推進	一斉美化清掃活動「えびなクリーン作戦」、地域美化清掃活動、美 化推進重点地区の清掃を通じて、美化意識の啓発を図り、快適な生 活環境の確保に努めます。
サブ中心商業地の 整備促進	サブ中心商業地について、商業施設を整備し活性化を図るため、調査・研究を行います。
相模川観光事業の 創設	緑・風景・自然など水際の豊かな景観を持つ相模川を、貴重な地域 資源として観光事業に活用するための検討を行います。



▲海老名市と厚木市を結ぶあゆみ橋

第3章 国分地域

1 将来像

地域まちづくり提言書において示されたキーワードをもとに、地域の将来像を以下の通り設定します。

自然や国分寺跡などの歴史等を活かした。 ふれあいのまち

- 斜面林、山林、公園などの緑・自然、国分寺跡などの歴史、道祖神を祀るなど歴史ある 風習が残っている等、豊かな自然や歴史の魅力を活かします。
- 昔からの伝統や長年の経験からの知恵を有する高齢者を始めとした人材や、地域の誇り 等を活かし、ふれあいのあるまちを目指します。
- 海老名駅やビナウォーク等を有する交通の利便性と生活の利便性を活かし、活気のある まちを目指します。

項目	概 要
社会福祉施設への支援	民間で設置する介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)の建設に対して助成を行い、施設サービスの充実を推進します。
高齢者生きがいづく り事業	高齢者生きがい教室の開催、高齢者向けスポーツの普及、ゆめクラブ連合会への支援を展開します。
高齢者就労支援事業	公益社団法人海老名市シルバー人材センターへの支援を通じ、働く 意欲のある高齢者が、知識・経験・能力を活かし、自らの生きがい と社会参加の機会を得られるように努めます。
地域支援任意事業	家族介護者教室・成年後見人相談事業等、住み慣れた地域で、安心 した生活を継続していくことができるような事業を展開します。 また、介護保険事業の安定化を図るとともに、要介護者及びその家 族等に対して必要な支援を行います。
介護保険給付事業の 運営	要介護者に対しては、在宅及び施設サービスの介護給付を行い、要支援者に対しては要介護状態の発生の予防という観点から在宅サービスの介護予防給付を行います。
地域福祉計画の推進	地域福祉計画に基づき地域特性にあった各種福祉事業の推進を図るため、市民と協働して地域福祉の推進に努めます。
社会福祉協議会にお ける地区社協の設立 支援	地域福祉の活動拠点として、社会福祉協議会が整備する「地区社協」の設置及び地域福祉相談員の配置に向けて支援を行います。

項目	概要
地域医療連携の推進	かかりつけ医の定着促進のために海老名市医師会への側面支援を
	行います。
生活習慣病•歯科検診事業	各種がん検診(胃がん・肺がん・大腸がん・子宮がん・乳がん・前立腺がん・口腔がん)・成人歯科健康診査を実施し、生活習慣病の早期発見に努め健康の維持を図ります。
地域保健対策推進事業	若年、壮年期からの健康づくりを実施することで、老後の健康を確保するとともに、健康づくりの人材を確保するため、健康えびな普及員及び食生活改善推進員の活動を支援します。
子育て支援センター運営事業	地域の子育てサークルの育成、各種相談事業、サロンの開催等、児 童の健やかな育成のため、子育て支援センターにおいて、家族の子 育て機能を補完するとともに、地域で子育てを支援する基盤形成の ための各種講座を実施します。
民間保育所施設整備 費の助成	認可保育所を設置する社会福祉法人等に対し、園舎の増改築にかかる経費を助成して、保育環境の充実に努めます。
子ども医療費の助成	少子化・子育て支援対策としてO歳から中学卒業までの子どもに対し、医療費の一部を助成し、その健全な育成支援を行います。
地域づくりの促進	地域住民の主体的な地域づくりを促すことを目的に、交付金を交付し、住民の費用負担を軽減します。
コミュニティセンタ ー等のリニューアル	地域住民の連携の場、自主的な活動の場、生涯学習の場として利用 しやすい施設に改修整備を図ります。国分コミュニティセンター は、平成29年度・平成30年度の2カ年事業としてリニューアル 工事を実施します。
地域コミュニティ 育成事業	地域住民及び施設利用者が広く交流し、相互理解が深められ、地域の活性化に有効な事業を実施するコミュニティセンター・文化センターに対して助成を行うことにより、地域コミュニティを支援します。
相模国分寺跡の保存 活用	保存・整備・公開を進め、歴史的空間の創出・確保を図ります。また、わかりやすい史跡・文化財巡りに向けた史跡文化財ネットワークを形成する、その核として、用地買収を推進し、買収した箇所をまとめて整備工事を実施します。 相模国分寺跡をまちづくりに活かす史跡地活用事業を進めます。
相模国分尼寺跡の保 存活用	史跡相模国分寺跡とともに、海老名の史跡文化財ネットワークの核 として整備公開し、上部の利活用を促進します。用地の買収を促進 するとともにまとまった区域について整備工事を実施します。
郷土資料館での資料公開活用	相模国分寺跡関係等その他の郷土資料を収集展示公開し、市民や研究者に提供します。
小中学校施設の整備	建設後又は改修後一定期間を経た校舎・体育館等の施設・設備の改修工事を行い、施設の長寿命化と学習環境の整備・改善を図ります。
海老名市中心市街地 周辺地区の整備促進	地権者、開発事業者、関係機関との調整・協議を行い、中心市街地 周辺地区の整備促進を図ります。
海老名駅東口側自由 通路の延伸検討	海老名駅東西の一体的かつ均衡あるまちづくりを目指し、自由通路 延伸の必要性について検討を進めます。
公共交通対策の推進	公共交通の充実と利便性向上の促進のため、中間新駅の設置や特急 電車の運行本数の増加、バス停施設改善など、鉄道事業者やバス事 業者等に対して要望をします。
国道・県道の環境整 備の要望	国道・県道に対する整備要望への対応のため、道路管理者である 国・神奈川県に対し、現地の状況や要望箇所の現状を的確に伝え、 早期対応を要望します。

項目	概。要
緑の保全	自然緑地保全区域の指定、自然緑地保存樹木の指定、市有緑地の管理等を行います。
下水道の整備	公共用水域の水質保全や浸水被害の防止を目的に、公共下水道の整備を行い生活環境の向上を図ります。
美化意識の啓発の 推進	一斉美化清掃活動「えびなクリーン作戦」、地域美化清掃活動、美 化推進重点地区の清掃を通じて、美化意識の啓発を図り、快適な生 活環境の確保に努めます。
厚木基地航空機騒音 対策	厚木基地騒音対策協議会や基地関係県市連絡協議会などの場を通じ、航空機騒音解消・軽減に向けた要請活動を行います。市内5ヶ所に騒音計を設置し、航空機騒音データを測定・収集します。



▲海老名中央公園とビナウォーク

第4章 大谷地域

1 将来像

地域まちづくり提言書において示されたキーワードをもとに、地域の将来像を以下の通り設定します。

自然・緑や大谷歌舞伎などの歴史・文化、 住みよいまちであること等を活かした 活力のある 安全・安心 快適な 心通えるやさしいまち

- 相模横山九里、斜面緑地、家庭菜園や農地などの緑を活かした、自然・緑豊かなまちを 目指します。
- 大谷歌舞伎等の歴史や文化を継承し、学びあい、ふれあい、誇りをもてるまちを目指します。
- 住みやすく、また住んでよかったと思える住環境、安らぎのある環境を維持するとともに、医療施設や介護福祉施設の面など生活環境が整備された、安全で安心にくらせる快適なまちを目指します。
- 幹線道路や海老名サービスエリア、産業や鉄道の利便性を活かし、活気、利便性の高いまちを目指します。
- 豊かな人材、地域活動・コミュニティ、人間関係の良さを活かし、人と人のつながりがあり、心通えるやさしいまちを目指します。また、子ども、若者を増やし、活気のある、元気なまちを目指します。

項目	概 要
社会福祉施設への支援	民間で設置する介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)の建設に対して助成を行い、施設サービスの充実を推進します。
高齢者生きがいづく り事業	高齢者生きがい教室の開催、高齢者向けスポーツの普及、ゆめクラブ連合会への支援を展開します。
高齢者就労支援事業	公益社団法人海老名市シルバー人材センターへの支援を通じ、働く 意欲のある高齢者が、知識・経験・能力を活かし、自らの生きがい と社会参加の機会を得られるように努めます。
地域支援任意事業	家族介護者教室・成年後見人相談事業等、住み慣れた地域で、安心 した生活を継続していくことができるような事業を展開します。 また、介護保険事業の安定化を図るとともに、要介護者及びその家 族等に対して必要な支援を行います。
介護保険給付事業の 運営	要介護者に対しては、在宅及び施設サービスの介護給付を行い、要支援者に対しては要介護状態の発生の予防という観点から在宅サービスの介護予防給付を行います。

項目	概要
地域福祉計画の推進	地域福祉計画に基づき地域特性にあった各種福祉事業の推進を図るため、市民と協働して地域福祉の推進に努めます。
社会福祉協議会における地区社協の設立支援	地域福祉の活動拠点として、社会福祉協議会が整備する「地区社協」の設置及び地域福祉相談員の配置に向けて支援を行います。
地域医療連携の推進	かかりつけ医の定着促進のために海老名市医師会への側面支援を行います。
生活習慣病・歯科検診事業	各種がん検診(胃がん・肺がん・大腸がん・子宮がん・乳がん・前立腺がん・口腔がん)・成人歯科健康診査を実施し、生活習慣病の早期発見に努め健康の維持を図ります。
地域保健対策推進事業	若年、壮年期からの健康づくりを実施することで、老後の健康を確保するとともに、健康づくりの人材を確保するため、健康えびな普及員及び食生活改善推進員の活動を支援します。
子育て支援センター 運営事業	地域の子育てサークルの育成、各種相談事業、サロンの開催等、 児童の健やかな育成のため、子育て支援センターにおいて、家族 の子育て機能を補完するとともに、地域で子育てを支援する基盤 形成のための各種講座を実施します。
民間保育所施設整備費 の助成	認可保育所を設置する社会福祉法人等に対し、園舎の増改築にか かる経費を助成して、保育環境の充実に努めます。
子ども医療費の助成	少子化・子育て支援対策としてO歳から中学卒業までの子どもに対し、医療費の一部を助成し、その健全な育成支援を行います。
地域づくりの促進	地域住民の主体的な地域づくりを促すことを目的に、交付金を交付し、住民の費用負担を軽減します。
地域コミュニティ育成事業	地域住民及び施設利用者が広く交流し、相互理解が深められ、地域の活性化に有効な事業を実施するコミュニティセンター・文化センターに対して助成を行うことにより、地域コミュニティを支援します。
小中学校施設の整備	建設後又は改修後一定期間を経た校舎・体育館等の施設・設備の改修工事を行い、施設の長寿命化と学習環境の整備・改善を図ります。
道路の修繕	道路の路面や排水施設等の改修を行い、交通の安全性の向上を図ります。
国道・県道の環境整備 の要望	国道・県道に対する整備要望への対応のため、道路管理者である 国・神奈川県に対し、現地の状況や要望箇所の現状を的確に伝え、 早期対応を要望します。
都市公園※等の整備	供用されている都市公園等を再整備することで、より多くの世代 の人に親しまれる憩いの場・自然とのふれあいの場としての公園 を目指します。
永池川改修の促進	永池川は浸水の発生が多く、周辺農地への影響も大きいため、河川管理者である神奈川県に対し、環境に十分に配慮した早期改修を要望します。
橋梁整備事業	道路整備計画、永池川の河川改修事業に併せ、既存橋梁の架替え を行います。
美化意識の啓発の推進	一斉美化清掃活動「えびなクリーン作戦」、地域美化清掃活動、美 化推進重点地区の清掃を通じて、美化意識の啓発を図り、快適な 生活環境の確保に努めます。

項目	概。要
ごみの減量化と資源化 の推進	ごみの減量化や資源化の推進について、審議会等において、その 具体策について検討を進めます。
商店街活性化への支援	商店街団体が商店街又は地域商業を活性化するために行う事業や地域コミュニティを活性化するために、地域の商工業者が地域団体(NPO法人等)と連携して実施する事業を支援します。
厚木基地航空機騒音 対策	厚木基地騒音対策協議会や基地関係県市連絡協議会などの場を通じ、航空機騒音解消・軽減に向けた要請活動を行います。市内5ヶ所に騒音計を設置し、航空機騒音データを測定・収集します。
海老名サービスエリア の有効活用方策の検討	貴重な資源である東名高速海老名サービスエリアを活用することにより、市民にとっての利便性の向上と、市を対外的にセールスすることで商工業の振興を図るため、その有効活用方策等を検討します。



▲海老名サービスエリア

第5章 南部地域

1 将来像

地域まちづくり提言書において示されたキーワードをもとに、地域の将来像を以下の通り設定します。

田園風景や河川・自然など緑豊かで、 交通の利便性等を活かした 活力ある、安全・安心なまち

- 相模川の河川や田園風景など、豊かな自然を大切にした、スロー生活のできるまちを目指します。
- 歴史や文化遺産を活かし、心豊かで笑い声があるまちを目指します。
- 交通の利便性を活かした、活力ある元気なまちを目指します。
- 焼却場など公共施設を有しており、治安・生活面ともに安全・安心、健康に暮らしやすいまちを目指します。
- ゆとりある豊かな生活と、活気ある生活のバランスのとれたまちを目指します。

項目	概 要
社会福祉施設への支援	民間で設置する介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)の建設に対して助成を行い、施設サービスの充実を推進します。
高齢者生きがいづくり 事業	高齢者生きがい教室の開催、高齢者向けスポーツの普及、ゆめクラブ連合会への支援を展開します。
高齢者就労支援事業	公益社団法人海老名市シルバー人材センターへの支援を通じ、働く 意欲のある高齢者が、知識・経験・能力を活かし、自らの生きがい と社会参加の機会を得られるように努めます。
地域支援任意事業	家族介護者教室・成年後見人相談事業等、住み慣れた地域で、安心 した生活を継続していくことができるような事業を展開します。 また、介護保険事業の安定化を図るとともに、要介護者及びその家 族等に対して必要な支援を行います。
介護保険給付事業の運 営	要介護者に対しては、在宅及び施設サービスの介護給付を行い、要 支援者に対しては要介護状態の発生の予防という観点から在宅サービスの介護予防給付を行います。
地域福祉計画の推進	地域福祉計画に基づき地域特性にあった各種福祉事業の推進を図るため、市民と協働して地域福祉の推進に努めます。
社会福祉協議会における地区社協の設立支援	地域福祉の活動拠点として、社会福祉協議会が整備する「地区社協」 の設置及び地域福祉相談員の配置に向けて支援を行います。

項目	概要
地域医療連携の推進	かかりつけ医の定着促進のために海老名市医師会への側面支援を行います。
生活習慣病•歯科検診事業	各種がん検診(胃がん・肺がん・大腸がん・子宮がん・乳がん・前立腺がん・口腔がん)・成人歯科健康診査を実施し、生活習慣病の早期発見に努め健康の維持を図ります。
地域保健対策推進事業	若年、壮年期からの健康づくりを実施することで、老後の健康を確保するとともに、健康づくりの人材を確保するため、健康えびな普及員及び食生活改善推進員の活動を支援します。
子育て支援センター運営事業	地域の子育てサークルの育成、各種相談事業、サロンの開催等、児童の健やかな育成のため、子育て支援センターにおいて、家族の子育て機能を補完するとともに、地域で子育てを支援する基盤形成のための各種講座を実施します。
民間保育所施設整備費 の助成	認可保育所を設置する社会福祉法人等に対し、園舎の増改築にかかる経費を助成して、保育環境の充実に努めます。
子ども医療費の助成	少子化・子育て支援対策としてO歳から中学卒業までの子どもに対し、医療費の一部を助成し、その健全な育成支援を行います。
地域づくりの促進	地域住民の主体的な地域づくりを促すことを目的に、交付金を交付し、住民の費用負担を軽減します。
地域コミュニティ育成事業	地域住民及び施設利用者が広く交流し、相互理解が深められ、地域 の活性化に有効な事業を実施するコミュニティセンターに対して 助成を行うことにより、地域コミュニティを支援します。
コミュニティセンター 等のリニューアル	地域住民の連携の場、自主的な活動の場、生涯学習の場として利用 しやすい施設に改修整備を図ります。杉久保コミュニティセンター は平成29年度に設計、平成30年度以降にリニューアル工事を行 います。また、門沢橋コミュニティセンターは、リニューアル工事 に向けて準備を進めます。
図書館のリニューアル	建物の経年劣化に伴い、有馬図書館の施設整備を行い、利用しやすい施設とします。
中野公園の運営及び中野多目的広場の再整備	市民が「いつでも、どこでも、だれでも」気軽にスポーツを楽しむことのできる施設提供や、生涯スポーツの普及啓発・競技スポーツの振興を図ります。
小中学校施設の整備	建設後又は改修後一定期間を経た校舎・体育館等の施設・設備の改修工事を行い、施設の長寿命化と学習環境の整備・改善を図ります。
駅周辺市街地整備の 推進	地域拠点としての駅及び周辺都市施設についての整備を図るため、 現況調査等に基づき課題の抽出と解決方策の検討を行い、事業の方 向性検討に基づき、必要に応じて事業展開を図ります。
横浜・伊勢原線沿道西地 区周辺市街地整備の促 進	副次的な拠点の形成を視野に入れながら、さがみ縦貫道路、第二東名自動車道、ツインシティ構想などの状況を注視しつつ工業系企業の誘致を行い、地区計画による新市街地の形成を促進します。
道路の修繕	道路の路面や排水施設等の改修を行い、交通の安全性の向上を図ります。
国道・県道の環境整備の 要望	国道・県道に対する整備要望への対応のため、道路管理者である 国・神奈川県に対し、現地の状況や要望箇所の現状を的確に伝え、 早期対応を要望します。
さがみ縦貫道路関連道 路整備事業	さがみ縦貫道路事業等により整備される機能回復道路につながる 市道整備と、生活道路に流入する通過交通を防ぐための交通軸とな る市道を整備します。

項目	概 要
第二東名自動車道の 整備促進	早期完成を事業者へ要望します。
社家岡田線整備の促 進	相模川渡河断面の不足を要因とした交通渋滞の解消を図るため、事業主体の神奈川県に対し促進要望するとともに、段階的な整備供用 も視野に入れ課題解決を図ります。
幹線・準幹線道路の 整備	安全と快適な生活環境の向上のため、市内幹線道路網を計画的に整備し、都市基盤整備を図ります。
市街化調整区域の 公共下水道整備	環境保全・公衆衛生の向上を主とした都市の健全な発達、市民生活の向上に向けて、市街化調整区域への下水道整備を推進します。
相模川改修の促進	河川管理者である神奈川県に対し、治水上の安全確保及び住環境の保全を図るよう相模川水系河川環境管理基本計画に基づき河川整備・環境整備の促進を要望します。
永池川改修の促進	永池川は浸水の発生が多く、周辺農地への影響も大きいため、河川 管理者である神奈川県に対し、環境に十分に配慮した早期改修を要 望します。
交通安全施設*の設置管理	交通事故多発箇所や危険性のある道路等における交通安全施設の 設置・管理を行い、交通の安全と円滑化・交通事故の防止を図ります。
美化意識の啓発の	一斉美化清掃活動「えびなクリーン作戦」、地域美化清掃活動、美
推進	化推進重点地区の清掃を通じて、美化意識の啓発を図り、快適な生
	活環境の確保に努めます。
厚木基地航空機騒音 対策	厚木基地騒音対策協議会や基地関係県市連絡協議会などの場を通じ、航空機騒音解消・軽減に向けた要請活動を行います。市内5ヶ所に騒音計を設置し、航空機騒音データを測定・収集します。
相模川観光事業の 創設	緑・風景・自然など水際の豊かな景観を持つ相模川を、貴重な地域資源として観光事業に活用するための検討を行います。



▲広がる田園風景







1 改定の経過・体制

1 改定の流れ

年 月 日	内 容
H28.2.9	平成 27 年度第2回総合計画審議会
H28.9	第四次総合計画の延長の決定(庁議)
H28.9.30	平成 28 年度第1回総合計画審議会
H29.4.20	平成 29 年度第1回総合計画審議会
H29.5.25	平成 29 年度第 2 回総合計画審議会
H29.7.6	平成 29 年度第3回総合計画審議会
H29.7.20	平成 29 年度第 4 回総合計画審議会
H29.8	基本構想(案)の作成、庁議報告
H29.9	基本構想(案)のパブリックコメントの実施(9/1~9/14)
H29.10	基本構想(案)の決定(庁議)
H29.12	平成 29 年第4回市議会定例会で基本構想の議決
H30.1	後期基本計画(案)の作成、庁議報告
H30.1.30	平成 29 年度第 5 回総合計画審議会
H30.2	後期基本計画(案)のパブリックコメントの実施(2/1~2/14)
H30.2	後期基本計画の決定(庁議)
H30.3	市議会報告

2 総合計画審議会

(1)海老名市総合計画審議会条例

(昭和 43 年8月 15 日 条例第 23 号)

(趣旨)

第1条 この条例は、海老名市総合計画審議会の設置、組織、運営等に関し必要な事項を定める。

(設置)

第2条 市長の諮問に応じて、海老名市総合計画の策定、その他その実施に関し、必要な調査及び審議を行うため、海老名市総合計画審議会(以下「審議会」という。) を置く。

(組織)

- 第3条 審議会は、委員15人以内で組織する。
- 2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
 - (1) 市民
 - (2) 学識経験者

(委員の任期)

- 第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任することができる。
- 2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

- 第5条 審議会に会長を置き、委員の互選によって定める。
- 2 会長は、会議を総理し、審議会を代表する。
- 3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

- 第6条 審議会の会議は、会長が招集する。
- 2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 海老名町新町建設審議会条例(昭和32年海老名町条例第11号)は、廃止する。附 則(昭和48年6月30日条例第31号)
 - この条例は、公布の日から施行する。
 - 附 則(昭和49年1月29日条例第2号)
 - この条例は、昭和49年2月1日から施行する。
 - 附 則(平成13年6月26日条例第20号)
- 1 この条例は、平成13年7月1日から施行する。
- 2 この条例により新たに委嘱された委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成15年3月31日までとする。
 - 附 則(平成27年3月2日条例第4号)
 - この条例は、平成27年4月1日から施行する

(2)総合計画審議会委員名簿

平成29年5月23日現在

職	氏 名	区分
会 長	小 林 隆	学識経験者
会長職務代理者	藤田才	学識経験者
委員	今 泉 直 人	学識経験者
	桐生行雄	学識経験者
	武井大介	学識経験者
	萩 原 好 三	学識経験者
	濱田 芳行	学識経験者
	深須伸一	学識経験者
	吉 岡 操 子	学識経験者
	内 山 敦 子	市民公募
	勝田暎子	市民公募
	杉 山 秀 雄	市民公募
	舘 登志子	市民公募

【退任者】

氏名	区分	退任時期
並木俊之	学識経験者	平成 29 年5月
笹 尾 茂 樹	学識経験者	平成29年3月
清 水 達 也	学識経験者	平成29年3月
吉 水 啓 子	学識経験者	平成29年3月
加藤恵子	学識経験者	平成29年3月
新 野 弘 昭	学識経験者	平成29年3月
古谷順子	市民公募	平成29年3月
石 川 悳 也	市民公募	平成29年3月

(3)審議経過

回数	日時	内 容
平成27年第2回	2月9日	・平成30年度以降の総合計画について
平成28年第1回	9月30日	・第四次総合計画の延長について
平成29年第1回	4月20日	・海老名市第四次総合計画の概要について・海老名市第四次総合計画 基本構想について
第2回	5月25日	海老名市第四次総合計画延長に向けた諮問について海老名市第四次総合計画 基本構想(延長素案)について
第3回	7月6日	・海老名市第四次総合計画延長に向けた答申(案)について
40	7月20日	・海老名市第四次総合計画延長に向けた答申について

3 市民参加

後期基本計画の改定には、様々な形で市民の皆様と意見交換を重ね、策定しております。

(1) パブリックコメント

趣旨	作成した基本構想(案)について、意見をいただくことを目的に実
	施しました。
実施時期	平成29年9月1日~14日
実施方法	• 市のホームページに掲載
	• 市役所企画財政課で閲覧
意見数	12件(1人)

趣旨	作成した後期基本計画(案)について、意見をいただくことを目的
	に実施しました。
実施時期	平成30年2月1日~14日
実施方法	• 市のホームページに掲載
	• 市役所企画財政課で閲覧
意見数	9件(2人)

4 各フィールドにおける代表的な目標値

第1章 健康で自立するためのフィールド

目標指標	基準値			目標値			
日常行		単位	年度	平成 26 年度	平成 29 年度	平成31年度	
特定健診 ・人間ドック受診者数	7,712	人	23	8,100	8,500	8,700	
がん検診の受診率	11	%	23	12	14	15	
介護予防事業(二次) 参加者数	1,807	人	23	2,100	2,400	2,400	
高齢者に占める 要介護者比率	12.1	%	23	12.1	12.2	13.4	
生活保護における就労 指導対象世帯の自立率	4.9	%	23	8.9	11.7	65.0	
スポーツ施設の 利用者数	742,796	人	23	770,000	800,000	900,000	

第2章 心づくりのフィールド

目標指標	基準値			目標値			
		単位	年度	平成 26 年度	平成 29 年度	平成 31 年度	
自治会への加入率	75.6	%	23	75.6	75.6	75.6	
文化施設の使用率	82.6	%	22	83.0	85.0	85.0	
1日あたりの図書貸出 冊数 (2館合計)	1,955	Ħ	23	2,100	2,200	2,300	

第3章 次世代を担う子どものためのフィールド

目標指標	基準値			目標値			
日标拍标		単位	年度	平成 26 年度	平成 29 年度	平成 31 年度	
各種乳幼児健康 <u>診</u> 査 受診率	91.6	%	23	91.8	92.0	93.0	
認可保育園の定員	1,335	人	23	1,430	1,460	2,265	
あそびっ子クラブ 開設日数く延べ日数>	1,957	В	23	1,980	2,000	2,000	
サマースクール参加率	29	%	23	30	32	34	
市単費教職員数	12	人	23	15	15	15	
特別支援教育の 補助指導員等の数	51	人	23	53	59	85	

第4章 快適な生活のフィールド

目標指標	基準値			目標値			
日际任际		単位	年度	平成 26 年度	平成 29 年度	平成 31 年度	
社会的人口増(転入者 と転出者の差) 《累計》	2	人	23	694	4,677	5,829	
海老名駅乗降客数	262,685	人/日	23	276,517	290,349	304,866	
幹線•準幹線道路整備 延長≪累計≫	608	m	23	1,030	4,300	5,188	
公園面積	43.94	ha	23	44.02	44.30	47.73	
公共下水道整備延長 (雨水)≪累計≫	1,108	m	23	1,640	4,108	4,973	
犯罪認知件数 (刑法犯罪件数)	1,376	件	23	1,226	1,076	999	
交通事故件数	648	件	23	573	498	370	
自主防災訓練実施 自治会数	43	自治会	22	53	59	59	
住宅の耐震化率	77.7	%	20	88.3	93.3	94.3	
消防団充足率	84	%	23	93	100	95	
市民一人当たりの ごみ排出量	310	kg	22	300	294	287	
ごみの資源化率	35.1	%	22	38.8	39.3	34.7	

第5章 活力ある産業のフィールド

目標指標	基準値			目標値			
日标相标		単位	年度	平成 26 年度	平成 29 年度	平成31年度	
農地利用集積面積	27.5	ha	23	33.5	36.5	40	
オリジナルブランド 商品数	10	種類	23	13	16	16	
誘致した企業数 《累計》☆	6	社	23	9	12	13	

第6章 新たな行財政運営のフィールド

目標指標	基準値			目標値			
日际扫标		単位	年度	平成 26 年度	平成 29 年度	平成31年度	
記者発表件数(定例)	89	件	23	90	100	110	
ホームページの アクセス件数	3,914,301	件	23	4,110,000	4,315,000	4,500,000	
職員一人当たりの人口	163	人	23	174	179	164	

注)《累計》の記載がある目標指標のうち、☆印のあるものについては、基準値、目標値ともに制度導入当初からの累計値となります。また、☆印のないものについては、基準値は単年度の数値、目標値は平成 25 年度からの累計値となっています。

2 用語集

本編中の※印を付記した用語について、内容を五十音順に掲載しています。

あ

●一般財源

国や地方の財政において、使途が特定されていない財源。

⇔特定財源:予算の配分において、特定の歳入をもって特定の歳出に充てることとされている 財源。

●海老名市かがやき持続総合戦略

本市の長期的な人口減少に向けた対策を継続的に取り続けるために策定したもの。総合計画の施策と整合を図りながら、人口減少対策に焦点化して戦略を構築した計画。

●海老名市人口ビジョン

本市における人口の現状を分析し、人口に関する市民の認識を共有し、今後、目指すべき将来の方向と人口の将来展望を提示したもの。

か

●合併処理浄化槽

家庭などから排出されるトイレ排水と生活雑排水(台所・風呂・洗面所等の排水)を併せて処理する浄化槽のこと。下水道未整備地域の住宅等に設置することで、生活排水による水質汚濁や生活環境の悪化を防止する。

●環境マネジメントシステム

環境保全の目的を企業や組織内で体系化し、有効に機能させるためのシステム。組織の活動によって生じる環境への負荷を常に低減するよう配慮・改善するための組織的なしくみのこと。

●危機管理基本方針

地域防災計画(対自然災害)・国民保護計画(対武力攻撃等)・危機管理計画(対テロ・感染症等)の3つの計画を統括する、危機事態に対応するための基本方針。

●危機管理計画

テロや感染症(SARS・高病原性鳥インフルエンザ・新型インフルエンザ等)等、災害対策基本法や国民保護法で想定していない新たな危機事態へ対応するための計画。

●義務的経費

国または地方自治体の一般歳出のうち、支出することが制度的に義務づけられている経費のこと。人件費、扶助費および公債費の3つからなる。

●合計特殊出生率

人口統計上の指標で、一人の女性が一生に産む子どもの平均数を表します。女性が出産可能な年齢を 15 歳から 49 歳と規定し、それぞれの出生率を算出し、足し合わせることで、一人の女性が一生に産む子どもの数を近似的に求めたものです。

●交通安全施設

交通安全の向上、交通の円滑化などを目的として整備する施設のことで、道路標識や信号機などの警察(公安委員会)が整備するものと、歩道や街灯などの道路管理者(国土交通大臣、都道府県、市町村)が整備するものがある。

●国民保護計画

国民保護法に基づく危機事態(武力攻撃等)に対応するため、住民の避難や救援、物資の備蓄や訓練等について定めた計画。

さ

●市街化調整区域

法律に基づき都道府県知事が指定する都市計画区域における区域区分の一つで、市街化を抑制して優れた自然環境等を守る区域。新たな開発や建築が制限される区域。

●自主財源

地方公共団体などが国や県に依存しないで独立に調達できる財源。地方税のほか、手数料・ 使用料・寄付金など。

⇔依存財源:地方公共団体などが、国や県に依存するかたちで調達する財源。地方交付税のほ か国庫支出金・地方譲与税・県支出金など。

●指定管理者制度

公共施設の管理に民間の能力を活用し、市民サービスの向上や経費の削減などを図ることを目的として導入された制度。

●市民農園

市民の農業への理解や関心を深めるとともに新たな農業従事者の育成につなげるため、市が一般市民に貸し出す農園。

●市民満足度調査

市民から見た生活環境や市政施策への満足度と重要度を把握し、行政評価の指標の一つとして活用し、今後の市政運営に役立てることを目的に実施する調査。

●少人数指導

児童生徒一人ひとりに応じたきめ細かな指導を行うため、各教科等の授業において、1 つの学級を 2 つのグループに分けるなどして行う授業形態・方法のこと。

●消防水利施設

消火栓や防火水槽等、消防活動に使用する施設。

●スクールソーシャルワーカー

児童生徒が個々に抱える問題に対処するため各学校へ派遣される、社会福祉に関する専門的 知識・技術を持った者。

●スクールカウンセラー

学校に配置され、児童生徒の生活上の問題や悩みの相談に応じるとともに、教師や保護者に対して指導・助言を行う専門家。

た

●地域部会

市民の視線から、地域での問題・課題への対応方策や地域の将来像実現に向けた取り組みなどについて検討することを目的に平成 18 年 7 月から平成 19 年 9 月に各地域において実施した会議。

●地域防災計画

災害対策基本法に基づく危機事態(風水害・地震・津波等の自然災害)に対応するため、災害の予防から災害発生時の対策、災害発生後の復旧等までを定めた計画。

●地区計画

特定の地区を対象として、その地区にふさわしい良好な環境を整備保全するために、建物の用途や意匠、道路や公園の配置などを、住民の意見を反映しながら市町村が細かく定める計画。

●デジタル教科書

紙の教科書等の内容を電子化し、パソコンやタブレット端末、電子黒板等の電子機器を用いて指導できるようにした電子書籍。

●特別支援教育

従来の特殊教育の対象の障がいだけでなく、LD(学習障害)、ADHD(注意欠陥多動性障害)、高機能自閉症等を含めて障がいのある児童生徒の自立や社会参加に向けて、その一人ひとりの教育的ニーズを把握して、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するために、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行うもの。

●独自推計

住民基本台帳人口を用い、平成 14 年(2002 年)から平成 25 年(2013 年)の人口変化の傾向を基準に、平成 28 年(2016 年)から平成 72 年(2060 年)までの人口を推計した、海老名市独自の人口推計である。

●都市基盤整備

道路・上下水道・公園・河川等、都市活動を支える基盤となる施設を整備すること。

●都市計画道路

都市における生活の質や活動の機能性を確保するため、法律に基づき決定した都市の骨格となる道路。市町村道から国道までが対象となり、区域内では建物の建設等に一定の制限がある。

●都市公園

法律に基づき都市計画区域において国や地方自治体が設置する公園または緑地。小規模なものからレクリエーション施設を有する大規模なものまで、目的・種類は様々。

●十地区画整理事業

宅地利用の増進を図るために道路や公園、河川等を整備改善して土地の区画を整える、都市 計画区域内で行われる事業。

●ともに認め合うまち・海老名宣言

障がいへのあらゆる差別をなくし、人々が互いに認め合い、支え合えるまちになることを 目指し、今後の障がい者施策の基本理念となるもの。

な

●認可保育所

一定の基準(施設の広さ、設備、保育士数等)を満たし、都道府県知事からの認可を受けた 保育所。基準を満たさないため認可が受けられない保育施設は無認可保育所などと呼ばれる。

●認定農業者

農業経営の改善に意欲的で地域における将来的な農業経営の担い手として市町村が認定した 農業者。市町村は、認定農業者が作成した農業経営改善計画(5年後の経営目標)の達成に各 種の支援を行う。

●年齢三区分別人口

人口を 15 歳未満人口(年少人口)、15~64 歳人口(生産年齢人口)、65 歳以上人口(老年人口)に区分したもの。

●農業基盤整備

農道、ほ場、かんがい排水などの農産物を生産するための基盤となる施設を整備すること。

●農用地

市町村が設定する一定期間以上の農業利用が原則となる土地で、農業以外への転用制限等がある。

は

●パブリックコメント

行政機関が政策の立案などを行う際に、案を公表し、広く市民・事業者などから意見を募る もの。行政機関は、提出された意見などを考慮して最終的な意思決定を行う。

●PDCA サイクル

政策等の実施手法のひとつ。Plan(計画)・Do(実行)・Check(評価)・Action(改善)の過程を繰り返すことで、事業の質向上や持続的発展を図るもの。

●病院群輪番制

各市や郡単位の地域ごとに、休日や夜間に対応できる病院が輪番制で重症救急患者(救急車搬送やその他の医療機関からの転送)に対応するしくみ。

●扶助費

社会保障制度の一環として、児童・高齢者・障がい者・生活困窮者などに対して国や地方公 共団体が行う支援に要する経費。

や

●游休農地

現時点で耕作されておらず、また今後も引き続き耕作されないと見込まれる土地。

海老名市第四次総合計画後期基本計画

平成30年2月発行

発 行 海 老 名 市

編集海老名市財務部企画財政課

T 243-0492

海 老 名 市 勝 瀬 175 番 地 の 1

TEL: 046 - 231 - 2111

http://www.city.ebina.kanagawa.jp

